

令和8年度税制改正の概要

所得税法等の改正	本文 参照頁
第一 所得税の見直し関係の改正	
1 基礎控除の改正	
(1) 基礎控除の控除額の改正	92
① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げることとされました。	
② 上記①の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げ等を行うこととされました。	
(2) 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例（改正後：令和8年分以後の各年分の基礎控除等の特例）の改正	93
① 令和8年分以後の各年分における居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額を加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とすることとされました。	
イ 令和8年分及び令和9年分……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額	
(イ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合……42万円	
(ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円を超える場合……5万円	
ロ 令和10年分以後の各年分……37万円	
② 上記①の改正に伴い、令和9年における公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げ等を行うこととされました。	
(3) 令和8年における公的年金等に係る源泉徴収税額の充当・還付居住者に対し、特定公的年金等の支払者が令和8年12月1日以後その年	94

最後に特定公的年金等の支払をする場合において、特定公的年金等に係る所得税の額の合計額が、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算した基礎控除の控除額の引上げに伴う改正を加味した税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならないこととされ、なお充当しきれない超過額（過納額）があるときは、その支払者は、その過納額を還付することとされました。

2 給与所得控除の改正

- (1) 給与所得控除の最低保障額の引上げ 97
- ① 給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げることとされました。
- ② 上記①の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の改正が行われました。
- (2) 給与所得控除の最低控除額等の特例の創設 98

- ① 令和8年又は令和9年における給与等の収入金額が220万円以下である場合の給与所得控除額は、74万円とすることとされました。
- ② 上記①の措置に伴い、給与所得の金額及び給与所得者の特定支出の控除の特例の適用がある場合における給与所得の金額の計算等につき所要の調整措置を講ずることとされました。

3 基礎控除の改正に伴う所得税法関係の改正

101

- (1) 雑損控除
雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額等の要件を62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げることとされました。
- (2) ひとり親控除
ひとり親に該当するかどうかの判定におけるその者と生計を一にする子に係る総所得金額等の要件を62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げることとされました。
- (3) 勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件を89万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げることとされました。
- (4) 配偶者控除
同一生計配偶者の合計所得金額要件を62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げることとされました。
- (5) 扶養控除
扶養親族の合計所得金額要件を62万円以下（改正前：58万円以下）に引

き上げることとされました。

4 ひとり親控除の改正

102

- (1) ひとり親控除について、控除額を38万円（改正前：35万円）に引き上げることとされました。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行うこととされました。

第二 金融・証券税制の改正

1 金融商品取引法等の改正に伴う所得税法における暗号資産関係の改正

(1) 譲渡所得の金額の計算等

108

① 譲渡益の計算

譲渡所得の譲渡益の計算を行う場合において、短期譲渡所得、長期譲渡所得又は暗号資産の譲渡による所得（以下「暗号資産譲渡所得」といいます。）のうちいずれかの所得に係る不足額が生じているときは、暗号資産譲渡所得の残額、短期譲渡所得の残額又は長期譲渡所得の残額から順次控除することとされました。

② 譲渡所得の特別控除額

譲渡所得の特別控除額は、譲渡益のうち、短期譲渡所得に係る部分の金額と長期譲渡所得に係る部分の金額との合計額が50万円に満たない場合には、その合計額とされました。

(2) 棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入

108

棚卸資産に準ずる資産の範囲に含まれている暗号資産について、事業所得の基因となる暗号資産に限ることとされました。

(3) 暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法

108

居住者の暗号資産につきその者の譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年12月31日において有する期末暗号資産の価額は、その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、法定評価方法により評価した金額）とされました。

(4) 生活に通常必要でない資産の災害による損失

109

災害等により生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額について、暗号資産譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額又は長期譲渡所得の金額の計算上順次控除すべき金額とすることとされました。

(5) 損益通算

109

暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の各種所得の金額からの控除（損益通算）ができないこととされ

ました。

また、損益通算を行う際の譲渡所得の金額から控除する順序については、短期譲渡所得又は暗号資産譲渡所得に係る部分の譲渡所得の金額からまず控除することとされました。

(6) 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納

109

延払条件付譲渡に係る税額の計算について、短期譲渡所得又は暗号資産譲渡所得に係る部分と長期譲渡所得に係る部分のそれぞれにつき計算をすることとされました。

2 完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例の改正

110

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、本特例の適用対象外となる内国法人の範囲について、次の措置が講じられました。

(1) マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション除却組合が追加されました。

(2) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き、本特例の適用対象外となる内国法人とされました。

3 償還金等の支払調書の改正

112

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人の範囲について、次の措置が講じられました。

(1) マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション除却組合が追加されました。

(2) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き、交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人とされました。

第三 その他の改正

1 学校教育法等の改正に伴う所得税法等の整備

(1) 勤労学生控除（勤労学生の範囲）の改正

114

① 勤労学生の範囲に、修業期間が1年以上であること等の要件を満たす専修学校の専攻科の課程を履修する学生が追加されました。

② 勤労学生の対象となる専修学校の課程の授業時間数に係る要件について、専門課程の要件を単位数に係る要件（年平均31単位以上等（改正前：年800時間以上等））とする等の見直しがされました。

(2) 寄附金控除の改正

116

特定公益増進法人のうち学校及び一定の専修学校の設置を主たる目的とする学校法人並びに一定の専修学校の設置を主たる目的とする準学校法人

の範囲について、対象となる専修学校の要件のうち専門課程に係る要件が、その修業期間を通ずる単位数が62単位以上であるもの（改正前：その修業期間を通ずる授業時間数が1,700時間以上であるもの）とされました。

2 減価償却資産の範囲の改正

119

減価償却資産の範囲に、無形固定資産として貯留権が追加されました。

3 非課税所得の改正

- (1) 交通用具使用者の通勤手当の非課税限度額が次のとおり引き上げられました。

122

通勤距離の区分	課税されない金額（非課税限度額）	
	改正前	改正後
片道2km未満	(全額課税)	改正前と同じ
片道2km以上10km未満	4,200円	改正前と同じ
片道10km以上15km未満	7,100円	7,300円
片道15km以上25km未満	12,900円	13,500円
片道25km以上35km未満	18,700円	19,700円
片道35km以上45km未満	24,400円	25,900円
片道45km以上55km未満	28,000円	32,300円
片道55km以上65km未満	31,600円	38,700円
片道65km以上75km未満	－	45,700円
片道75km以上85km未満	－	52,700円
片道85km以上95km未満	－	59,600円
片道95km以上	－	66,400円

- (2) 駐車場等利用者の通勤手当の非課税限度額は、上記(1)の通勤距離の区分に応じた非課税限度額と駐車場等料金相当額との合計額等とされました。

123

- (3) ノルウェー科学文学アカデミーからアーベル賞として交付される金品について、所得税を課さないこととされました。

125

4 公的年金等に係る雑所得の見直し

129

- (1) 給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年中の給与所得控除額とその年中の公的年金等控除額との合計額が280万円を超える場合には、その公的年金等控除額からその超える部分の金額を控除することとされました。

- (2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の控除額の計算の基礎となるその者の公的年金等に係る雑所得の金額は、上記(1)の規定の適用がある場合には、その適用がないものとして計算した金額とすることとされました。

<p>5 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入制度の改正</p> <p>この制度の対象となるやむを得ない事由の範囲に、マンションの再生等の円滑化に関する法律の規定による賃貸借の終了及び配偶者居住権の消滅が追加されました。</p> <p>6 貸倒引当金制度の改正</p> <p>個別評価貸金等に係る貸倒引当金の繰入事由のうち、貸金等に係る債務者について生じた更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることに、貸金等に係る債務者について円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことによりその貸金等の弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることが追加されました。</p> <p>7 確定申告書の添付書類に関する改正</p> <p>確定申告書の提出の際に、小規模企業共済等掛金控除等に係る控除証明書等の添付又は提示に代えて、これらの証明書の記載事項を記載した明細書を添付できる措置の対象に、社会保険料控除（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金に係るものに限ります。）の適用を受ける場合が追加されました。</p> <p>8 確定拠出年金制度等の拡充に伴う改正</p> <p>確定拠出年金法等の改正に伴い、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われました。</p> <p>(1) 企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されました。</p> <p>(2) 個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」といいます。）について、60歳以上70歳未満であって改正前のiDeCoに加入できない者のうち、iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCoの加入者若しくは運用指図者であった者、企業型確定拠出年金の個人別管理資産をiDeCoに移換した者又は確定給付企業年金の脱退一時金相当額等をiDeCoに移換しようとする者等であって、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者（以下「第5号加入者」といいます。）が新たに加入対象者とされました。</p> <p>(3) 企業型確定拠出年金の拠出限度額が次のとおり引き上げられました。</p> <p>① 確定給付企業年金等の他制度に加入していない者……月額6.2万円（改正前：月額5.5万円）</p> <p>② 確定給付企業年金制度等の他制度に加入している者（以下「他制度加入者」といいます。）……月額6.2万円（改正前：月額5.5万円）から他制</p>	<p>130</p> <p>132</p> <p>134</p> <p>136</p> <p>137</p> <p>139</p>
---	---

度掛金相当額を控除した額

(4) iDeCo の拠出限度額が次のとおり引き上げられました。

- ① 第 1 号加入者及び第 4 号加入者……月額7.5万円（国民年金基金の掛金額等と合算）（改正前：月額6.8万円）
- ② 第 2 号加入者で iDeCo のみに加入する者……月額6.2万円（改正前：月額2.3万円）
- ③ 第 2 号加入者で企業型確定拠出年金のみに加入する者……月額6.2万円から事業主掛金の額を控除した額（改正前：月額 2 万円（事業主掛金の額が月額3.5万円を超える場合は、その超えた額を 2 万円から控除した額））
- ④ 第 2 号加入者で企業型確定拠出年金加入者及び他制度加入者である者……月額6.2万円から他制度掛金相当額にその事業主掛金の額を加えた額を控除した額（改正前：月額 2 万円（他制度掛金相当額にその事業主掛金の額を加えた額が月額3.5万円を超える場合は、その超えた額を 2 万円から控除した額））
- ⑤ 第 2 号加入者で他制度のみに加入する者……月額6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額（改正前：月額 2 万円（他制度掛金相当額が月額3.5万円を超える場合は、その超えた額を 2 万円から控除した額））
- ⑥ 第 2 号加入者で第 2 号厚生年金被保険者若しくは第 3 号厚生年金被保険者である場合……月額6.2万円から共済掛金相当額を控除した額（改正前：月額 2 万円（共済掛金相当額が月額3.5万円を超える場合は、その超えた額を 2 万円から控除した額））
- ⑦ 第 5 号加入者……上記②から⑥までの「第 2 号加入者」を「第 5 号加入者」とした場合における各金額

(5) 国民年金基金の掛金額の上限が月額7.5万円（iDeCo の掛金額等と合算）（改正前：月額6.8万円）に引き上げられました。

(6) 農業者年金の保険料の額の上限が7.4万円（改正前：6.7万円）に引き上げられました。

139

140

140

防衛特別所得税の創設等

本文
参照頁

1 防衛特別所得税の創設

「防衛特別所得税」が創設され、防衛特別所得税の額は、個人の令和 9 年分以後の各年分の基準所得税額又は法人の令和 9 年 1 月 1 日以後の基準所得

141

税額に、それぞれ1%の税率を乗じて計算した金額とされました。

2 復興特別所得税の改正

- (1) 復興特別所得税の税率について、1.1%（改正前：2.1%）に引き下げる
こととされました。
- (2) 復興特別所得税の課税期間について、令和29年まで（改正前：令和19年
まで）とされました。

208

租税特別措置法等（所得税関係）の改正

本文
参照頁

第一 住宅・土地税制の改正

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度（住宅ローン税額控除）等の改正

- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限が令和12年12月31日まで5年延長されるとともに、次の措置が講じられました。

- ① 個人が居住用家屋の新築等（特定居住用家屋に係るものを除きます。）、買取再販住宅の取得、既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除きます。）若しくは住宅の増改築等をして、これらの家屋を令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合（②の場合を除きます。）又は個人が対象エネルギー消費性能向上住宅の新築等をして、その対象エネルギー消費性能向上住宅を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は次のとおりとされました。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

- ② 個人が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして、これらの認定住宅等を令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は次のとおりとされました。

また、個人がエネルギー消費性能向上住宅に係る買取再販認定住宅等の取得をして、そのエネルギー消費性能向上住宅を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額は2,000万円と、控除率は0.7%と、控除期間は13年とされました。

224

224

225

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
特定エネルギー消費性能向上住宅		3,500万円		
エネルギー消費性能向上住宅		2,000万円		

- ③ 個人が既存認定住宅等の取得をして、これらの認定住宅等を令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は次のとおりとされました。

225

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅				

- ④ 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、これらの認定住宅等（特例認定住宅等を除きます。）を令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）は次のとおりとすることができることとされました。

225

また、特例対象個人がエネルギー消費性能向上住宅に係る買取再販認定住宅等の取得をして、そのエネルギー消費性能向上住宅を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額は3,000万円とすることができることとされました。

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		4,500万円
エネルギー消費性能向上住宅	令和8年・令和9年	3,000万円

- ⑤ 特例対象個人が、既存認定住宅等の取得をし、かつ、その認定住宅等（特例認定住宅等を除きます。）を令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）は次のとおりとすることができることとされました。

226

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅		3,000万円

⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン税額控除の控除額に係る特例

226

住宅被災者が、住宅の新築取得等をし、かつ、その住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等を令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合（再建住宅にあっては、従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供した場合に限ります。）の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は次のとおりとされました。

イ 住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当する場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は次のとおりとされました。

なお、住宅被災者がエネルギー消費性能向上住宅に係る買取再販認定住宅等の取得をして、そのエネルギー消費性能向上住宅を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額は3,000万円と、控除率は0.9%と、控除期間は13年とされました。

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.9%	13年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅	令和8年・令和9年			

ロ 住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得に該当する場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は次のとおりとされました。

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.9%	13年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅		3,000万円		

ハ 住宅の新築取得等がイ及びロに該当する場合以外の場合の住宅借入

金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は次のとおりとされました。

また、住宅被災者が対象エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、その対象エネルギー消費性能向上住宅を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額は4,500万円と、控除率は0.9%と、控除期間は10年とされました。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	3,000万円	0.9%	10年

- ⑦ 特例対象個人に該当する住宅被災者が認定住宅等の新築取得等をした認定住宅等（特例認定住宅等を除きます。）を令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）は次のとおりとすることができることとされました。

イ 住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当する場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）は次のとおりとすることができることとされました。

また、特例対象個人に該当する住宅被災者がエネルギー消費性能向上住宅に係る買取再販認定住宅等の取得をして、そのエネルギー消費性能向上住宅を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額は4,000万円とすることができることとされました。

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅	令和8年・令和9年	

ロ 住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得に該当する場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）は次のとおりとすることができることとされました。

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
特定エネルギー消費性能向上住宅		
エネルギー消費性能向上住宅		4,000万円

- (2) 個人が、国内において、特例既存住宅の取得（特例買取再販住宅の取得を除きます。）、特例買取再販住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の特例増改築等をした場合には、この制度を適用することができること

227

228

とされ、個人が、国内において、特例認定住宅等の新築若しくは特例認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得、特例買取再販認定住宅等の取得又は特例既存認定住宅等の取得をした場合には、この制度を適用することができることとされました。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととされました。

- (3) 個人が、国内において、対象外エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象外エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、その対象外エネルギー消費性能向上住宅を令和10年1月1日以後に居住の用に供した場合には、この制度の適用ができないこととされました。 230

また、個人が、国内において、対象エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、その対象エネルギー消費性能向上住宅を令和10年1月1日以後に居住の用に供した場合には、「認定住宅等に係る住宅ローン税額控除の特例」の適用ができないこととされました。

- (4) 個人が、災害危険区域等内において、居住用家屋若しくは認定住宅等の新築（特定建替えを除きます。）をし、又はこれらの家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合におけるこれらの家屋（これらの家屋の一部が災害危険区域等内にある場合におけるこれらの家屋を含みます。以下これらの家屋を「居住用家屋等」といいます。）を令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととされました。ただし、その居住用家屋等に係る建築確認を受けた時において、その居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合は、本特例の適用ができることとされました。 231

- (5) エネルギー消費性能向上住宅の範囲に、いわゆる気候風土適応住宅が加えられました。 232

2 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の改正 236

適用除外措置の対象となる個人が優良住宅の認定を受けて新築した住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地のその個人による譲渡及び個人が優良住宅の認定を受けて新築した住宅の敷地の用に供された1,000㎡未満の一団の宅地のその個人による譲渡に係る都道府県知事等の認定基準のうち住宅の建築費の単価基準について、その建設される耐火構造を有する住宅に係る建築費の単価基準が160万円/3.3㎡以下（改正前：100万円/3.3㎡以下）に引き上げられた上で、その適用停止期間が令和11年3月31日まで3年延長されました。

3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

- (1) 適用対象に、承認地域経済牽引事業用地整備を行う承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものが追加されました。 240
- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う改正 243
- ① 適用対象に、マンション再生法の売渡し請求若しくは買取り請求又はマンション再生法の権利変換を希望しない旨の申出に基づくマンション再生事業（良好な居住環境の確保に資する一定のマンション再生事業に限ります。）の施行者に対する土地等（隣接施行敷地権に係るもの及び施行底地権に係るものを除きます。）の譲渡が追加されました。
- ② 適用対象に、建替前マンション又は滅失したマンションで再建敷地の上に存していたものが一定の建築物に該当し、かつ、再生後マンションの延べ面積が当該建替前マンション又は当該滅失したマンションの延べ面積以上であるマンション再生事業（良好な居住環境の確保に資する一定のマンション再生事業に限ります。）の施行者に対する土地等（隣接施行敷地権に係るものに限ります。）の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション再生事業の用に供されるものが追加されました。
- ③ 適用対象に、マンション再生法の売渡し請求に基づくマンション等売却事業（当該マンション等売却事業に係る認定除却等計画その他一定の計画に、マンションを除却した後の土地又は売却敷地に新たに建築されるマンション（良好な居住環境を備えたものとして一定のものに限ります。）に関する事項、これらの土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の一定の事項の記載があるものに限ります。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション等売却事業に係る認可を受けた分配金取得計画に基づく当該マンション等売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション等売却事業の用に供されるものが追加されました。
- ④ マンション再生事業における再生後マンション及びマンション等売却事業に係る新たに建築されるマンションについて、単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件が40㎡以上に引き下げられました。
- (3) 個人が、次に掲げる土地等の譲渡に該当するものをした場合において、その譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にあ 249

るときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなされることとされました。	
① 都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡	
② 都市計画法の開発許可を要しない住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡	
③ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡	
(4) 都市計画区域内において一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡に係る措置における建築費の単価基準について、その建設される耐火構造を有する住宅に係る建築費の単価基準が160万円/3.3㎡以下（改正前：100万円/3.3㎡以下）に引き上げられました。	250
(5) 適用対象から、防災再開発促進地区の区域内における認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡が除外されました。	250
(6) 適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されました。	251
4 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の改正	252
児童福祉法の小規模保育事業の定義の見直しが行われることに伴い、簡易証明制度の対象とされている小規模保育事業の用に供する施設に係る部分について、地方公共団体又は社会福祉法人が設置する保育を必要とする児童であって満3歳以上のものを保育することを目的とする一定の施設が追加されました。	
5 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の改正	
(1) 個人が、その有する資産（再生前マンションに関する権利及びその敷地利用権並びに再建敷地の敷地共有持分等に限りません。）についてマンション再生事業が施行され、その資産に係る権利変換により再生後マンションに関する権利を取得する権利又はその再生後マンションに係る敷地利用権を取得したときは、その権利変換により譲渡した資産の譲渡はなかったものとみなすこととされました。	254
(2) 適用対象となる資産にマンション再生法に規定する敷地共有持分等が追加されました。	255
6 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正	
(1) 適用対象となるマンション建替事業が施行された場合において、やむを	259

得ない事情により、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の権利変換により補償金を取得するとき、又は土地等が同法の買取請求等により買い取られるときについて、対象となる事業がマンション再生事業とされました。	
(2) 適用対象となるマンション敷地売却事業に係る措置について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等につきマンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業が実施された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき、又はその土地等が売渡し請求により買い取られるときが本特例の対象とされました。	263
7 低未利用土地等を譲渡した場合の100万円特別控除の改正	266
適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されました。	
8 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正	269
買換資産が建築後使用されたことのない家屋で、その家屋を令和10年1月1日以後にその者の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合に要件に、その家屋が災害危険区域等内において建築された一定の家屋に該当するもの以外のものであることが加えられた上で、その適用期限が令和9年12月31日まで2年延長されました。	
9 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の改正	272
次の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年12月31日（譲渡資産が、所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換えに係る資産である場合には、令和11年3月31日）まで3年（譲渡資産が日本船舶の買換えに係る措置のうち建設業及びひき船業の用に供される船舶である場合には、令和10年12月31日まで2年）延長されました。	
(1) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置が、制度の対象から除外されました。	
(2) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えに係る措置について、買換資産が、既成市街地等であって、防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域等以外の区域内にある場合に課税の繰延べ割合が60%（改正前：80%）に引き下げられる等の見直しが行われました。	
(3) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内に	

ある一定の土地等、建物又は構築物への買換えに係る措置について、買換資産のうち建物（その附属設備を含みます。）について特定施設の用に供されるものに、買換資産のうち構築物について特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定されました。	
(4) 日本船舶の買換えに係る措置における建設業及びひき船業の用に供される船舶について、譲渡資産から、その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものが除外されました。	
10 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の廃止	276
制度が廃止されました。	
11 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	278
買換資産が建築後使用されたことのない家屋で、その家屋を令和10年1月1日以後にその者の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合の要件に、その家屋が災害危険区域等内において建築された一定の家屋に該当するもの以外のものであることが加えられた上で、その適用期限が令和9年12月31日まで2年延長されました。	
12 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	281
適用期限が令和9年12月31日まで2年延長されました。	
13 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の改正	282
(1) 税額控除額の計算要素である「耐震改修標準的費用額」の基礎となる工事内容に応じた単位当たりの標準的な費用の額について、近年の工事の実績等を踏まえた見直しを行うこととされました。	
(2) 適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されました。	
14 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の改正	291
(1) 個人がその所有する居住用の家屋について各改修工事をした場合における当該家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満であるときにおいてもこの制度の適用ができることとされました。ただし、その個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用しないこととされました。	
(2) 税額控除額の計算要素である「標準的費用額」の基礎となる工事内容に応じた単位当たりの標準的な費用の額について、近年の工事の実績等を踏まえた見直しを行うこととされました。	292
(3) 適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されました。	292
15 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の改正	293
(1) 個人が災害危険区域等内において、一定の認定住宅等の新築（特定建替えを除きます。）をし、又はその認定住宅等で建築後使用されたことのない	

いものの取得をした場合におけるその認定住宅等を令和10年1月1日以後にその居住の用に供したときは、この制度の適用ができないこととされました。ただし、その認定住宅等に係る建築確認を受けた時において、その認定住宅等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合は、この制度の適用ができることとされました。	
(2) 税額控除額の計算要素である「標準的な性能強化費用の額」の基礎となる単位当たり標準額について、近年の工事の実績等を踏まえた見直しを行うこととされました。	294
(3) 適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されました。	295
16 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例の改正	296
適用対象区域が福島復興再生特別措置法に規定する避難解除区域等（改正前：特定住宅被災市町村の区域）に限定された上で、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	
第二 金融・証券税制の改正	
1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正	
(1) 非課税口座の口座開設可能年齢（改正前：その年1月1日において18歳以上）が撤廃され、18歳未満の居住者等も、令和9年1月1日以後の期間において非課税口座を開設することが可能となりました。また、非課税口座を開設している居住者等がその年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年の各年においては、非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定）のみが設けられ、未成年者特定累積投資勘定にその勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れられる上場株式等の取得対価の額の合計額は60万円までと、未成年者特定累積投資勘定に受け入れられる上場株式等の取得対価の額の合計額等は600万円までとされました。	309
(2) 特定累積投資勘定に受け入れることができる公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権について、次の措置が講じられました。	327
① 上場株式投資信託及び指定インデックス投資信託に係る株式指数について、対象となる指数を追加する等の改正が行われました。	
② 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託の主たる投資対象の資産に係る要件について、対象資産が株式又は公社債（改正前：株式）とされました。	
③ 上場株式投資信託の受益権及び公募株式投資信託の受益権の譲渡等の手数料に係る要件について、金融商品取引業者等が提供する定期売却サ	

	ービスに関する一定の手数料（譲渡等をするために通常必要と認められる実費を勘案した適正な額の手数料）が要件の対象から除外されました。	
(3)	実務上の対応により資格のない者による取引が行われなくするための一定の代替策が実施されることに伴い、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新NISA）及び非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設する居住者等の住所等の確認に係る措置が廃止されました。	328
2	特定暗号資産の譲渡による所得に係る申告分離課税制度等の創設	
(1)	特定暗号資産に係る譲渡所得等の申告分離課税 居住者等が、特定暗号資産を暗号資産取引業者に対して譲渡等をした場合には、その特定暗号資産の譲渡等による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分して、その年中のその特定暗号資産の譲渡等に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額に対し、15%の税率により所得税が課税されることとされました。	329
(2)	特定暗号資産取引に関する年間取引報告書の提出制度 居住者等との間で特定暗号資産についての売買等を行った暗号資産取引業者の国内にある主たる営業所又は事務所の長は、その売買等を行った日の属する年の翌年1月31日までに、その居住者等の氏名、個人番号、その特定暗号資産の名称等を記載した報告書を作成し、その営業所又は事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。	331
3	特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設	335
	確定申告書を提出する居住者等が、その年の前年以前3年内の各年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（本特例の適用を受けて前年以前において控除されたものを除きます。）を有する場合には、その特定暗号資産に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、その確定申告書に係る年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、その年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができることとされました。	
4	利子所得の分離課税等の改正	339
	特定公社債以外の公社債の利子で、対象者の同族会社以外の法人（以下「特定法人」といいます。）から支払を受けるもののうち、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合におけるその対象者及び対象者の親族等がその特定法人から支払を受けるものが、総合課税の対象となる「特定公社債以外の公社債の利子」に追加されました。	
5	上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の改正	343
	特例の適用対象に、内国法人等が次の要件を満たす公募投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配を追加することとされました。	

(1) その公募投資信託の受益権が金融商品取引所に上場されていること又は上場されていたこと。	
(2) その公募投資信託の委託者指図型投資信託約款（その公募投資信託が外国投資信託である場合には、委託者指図型投資信託約款に類するもの）に、全ての金融商品取引所においてその公募投資信託の受益権の上場が廃止された場合には、その廃止された日にその公募投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがあること。	
6 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正	346
社債の償還金等で、対象者の同族会社以外の法人（以下「特定法人」といいます。）から交付を受けるもののうち、実質的にその同族会社から交付を受けるものと認められる場合におけるその対象者及び対象者の親族等がその特定法人から交付を受けるものが、本特例（分離課税）の対象となる一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額から除外されました。	
7 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正	348
上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲が拡充され、「持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、その持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等に係る一定の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れるもの」は、「持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、その持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等との間に支配関係がある他の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れるもの」とされました。	
8 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の改正	349
マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、本特例の適用対象となる内国法人の範囲について、次の措置が講じられました。	
(1) マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション除却組合が追加されました。	
(2) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き、本特例の適用対象となる内国法人とされました。	
9 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の改正	
(1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の改正	351
本特例の適用対象に、特定暗号資産に係る暗号資産デリバティブ取引の差金等決済に係る雑所得等が追加されました。	
(2) 先物取引に関する支払調書の改正	352
特定暗号資産に係る暗号資産デリバティブ取引に係る支払調書について、	

特定暗号資産以外の暗号等資産又はその暗号等資産に係る金融指標に係る暗号資産デリバティブ取引に係る支払調書とは別に作成することとされました。	
10 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の改正	354
適用期限が令和9年まで1年延長されました。	
11 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正	355
(1) 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	
(2) 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	
第三 事業所得等に係る税制の改正	
1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度及び特別試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度）	
(1) 控除の対象となる試験研究費の額の範囲の見直しが行われました。	366
(2) 一般試験研究費の額に係る特別税額控除制度	
① 税額控除割合が次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10%）とされました。	367
イ 増減試験研究費割合が3%を超える場合（ハの場合を除きます。） ……8.5%に、増減試験研究費割合から3%を控除した割合に0.25を乗じて計算した割合を加算した割合	
ロ 増減試験研究費割合が3%以下である場合（ハの場合を除きます。） ……8.5%から、3%から増減試験研究費割合を減算した割合に13分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合（その割合が0に満たないときは、0）	
ハ その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 ……8.5%	
② 令和11年までの各年分については、税額控除割合は、上記①にかかわらず、次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：14%）とされました。	367
イ 令和9年以前の年分……次の区分に応じそれぞれ次の割合	
(イ) 増減試験研究費割合が12%を超える場合（(ロ)の場合を除きます。） ……11.5%に、その増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算した割合	
(ロ) 増減試験研究費割合が0以上であり12%以下である場合（(イ)の場	

- 合を除きます。) ……11.5%から、12%からその増減試験研究費割合を減算した割合に0.25を乗じて計算した割合を減算した割合
- (ハ) 増減試験研究費割合が0に満たない場合(ニ)の場合を除きます。) ……8.5%から、その満たない部分の割合に30分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合(その割合が0に満たないときは、0)
- (ニ) その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 ……8.5%
- ロ 令和10年以後の年分 ……次の区分に応じそれぞれ次の割合
- (イ) 増減試験研究費割合が15%を超える場合(ニ)の場合を除きます。) ……11.5%に、その増減試験研究費割合から15%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算した割合
- (ロ) 増減試験研究費割合が3%を超え15%以下である場合(ニ)の場合を除きます。) ……8.5%に、その増減試験研究費割合から3%を控除した割合に0.25を乗じて計算した割合を加算した割合
- (ハ) 増減試験研究費割合が3%以下である場合(ニ)の場合を除きます。) ……8.5%から、3%からその増減試験研究費割合を減算した割合に13分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合(その割合が0に満たないときは、0)
- (ニ) その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 ……8.5%
- ③ 増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例について、令和10年以後の年分については、その年分の調整前事業所得税額に次の年分の区分に応じそれぞれ次の割合(イの年分及び試験研究費割合が10%を超える年分のいずれにも該当する年分にあつては、イの割合と下記④の税額控除額の上限の特例により計算した割合とのうちいずれか高い割合)を乗じて計算した金額を加算する措置とした上、その適用期限が令和11年まで3年延長されました。
- イ 増減試験研究費割合が7%を超える年分 ……その増減試験研究費割合から7%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合(上限：5%)
- ロ 増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合が1%を超える年分(試験研究費割合が10%を超える年分を除きます。) ……0から、その満たない部分の割合から1%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合(上限：5%)を減算した割合
- ④ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例及び税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和11年まで3年延長されまし

368

368

た。

(3) 中小企業技術基盤強化税制

369

- ① 中小事業者税額控除限度額の特例及び税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和11年まで3年延長されました。
- ② 青色申告書を提出する個人の各年においてその個人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合において、中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の額に係る税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額を有するときは、その控除しきれない金額につき3年間繰り越して税額控除（税額控除額は、中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の額に係る税額控除制度と合計してその年分の調整前事業所得税額の25%等相当額が上限とされています。）ができる制度が創設されました。

(4) 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度

370

- ① 特別試験研究費の額の対象となる高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しが行われました。
 - イ 新規高度研究業務従事者の範囲に、その個人の使用人である博士の学位を授与された者のうちその授与された日から5年以内にその個人の使用人（その個人に係る関係法人等の役員又は使用人を含みます。）となったもので、その使用人となった日から5年を経過していないものが追加されました。
 - ロ 試験研究の要件について次の見直しが行われました。
 - (イ) その試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその個人の使用人に募集されたこととの要件が、その試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその個人の試験研究に専ら従事するその個人の使用人に募集されたこととの要件とされました。
 - (ロ) その試験研究の内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件が、その試験研究の内容がその試験研究に専ら従事するその個人の使用人から提案されたものであることとの要件とされました。
- ② 指定大学等との共同研究及び指定大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、その指定大学等の長が認定した金額とすることとされました。

2 重点産業技術試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の創設

374

青色申告書を提出する個人で指定期間内に産業技術力強化法の重点研究開発計画につき同法の認定を受けたものの適用期間内の日の属する各年において、重点産業技術試験研究費の額がある場合には、控除対象重点産業技術試

験研究費の額の40%（控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となった重点産業技術試験研究費の額が特別重点産業技術試験研究費の額に該当する場合には、50%）相当額の税額控除ができる制度が創設されました。

なお、控除を受ける金額は、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の10%相当額を上限とし、税額控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされています。

3 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

377

特定機械装置等のうち工具の取得価額要件におけるその年中に取得又は製作をして国内にあるその中小事業者の営む指定事業の用に供した工具の取得価額の合計額で判定する場合について、「取得又は製作をして国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した1台又は1基の取得価額が40万円以上（改正前：30万円以上）の工具」の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかで判定することとされました。

4 地域経済牽引^{けん}事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

378

供用年から、下記10の制度における産業競争力強化法の特定生産性向上設備等に係る確認を受けた個人のその特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日の属する各年が除外されました。

5 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。

(1) 特定建物等のうちその特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものについて、特別償却割合及び税額控除割合が次のとおり引き上げられました。

380

① 特別償却割合……その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画に該当する場合には20%（改正前：15%）

② 税額控除割合……次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合

イ その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画に該当する場合……5%（改正前：4%）

ロ その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画に該当する場合……8%（改正前：7%）

(2) 対象となる資産が、次のとおり見直されました。

382

① 本制度の対象となる取得をした特定建物等について、「その建設の後

事業の用に供されることがないもの」であることとの要件が除外されました。	
② 中小事業者以外の個人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、4,500万円以上（改正前：3,500万円以上）に引き上げられました。	
(3) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日からその認定に係る特定建物等を事業の用に供した日の属する年の12月31日までの期間内において離職者がいないことにつき証明がされた場合に限り、本制度の適用を受けることができることとされました。	382
6 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の廃止	385
認定の期限（令和8年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。	
7 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	386
(1) 供用年から、下記10の制度における産業競争力強化法の特定生産性向上設備等に係る確認を受けた個人のその特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日の属する各年が除外されました。	
(2) 工具及び器具備品の取得価額要件が、40万円以上（改正前：30万円以上）に引き上げられました。	
8 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正	390
(1) 個人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置は、令和8年末をもって廃止することとされました。	
(2) 特定個人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われました。	
① 原則の税額控除割合（10%）を適用できる場合が、継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上（改正前：3%以上）である場合とされました。	
② 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合に税額控除割合に15%を加算する措置について、その継続雇用者給与等支給増加割合が5%以上である場合に税額控除割合に5%（その継続雇用者給与等支給増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算する措置とされました。	
③ 教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されました。	
(3) 中小事業者の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置における教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されました。	
9 生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	
次の見直しが行われた上、特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応	

計画の認定期限が、令和10年3月31日まで2年延長されました。

(1) 特別償却割合及び税額控除割合が、次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合とされました。

① 中小事業者が事業の用に供した生産工程効率化等設備……その特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の割合

イ 炭素生産性向上率22%以上（改正前：17%以上）……特別償却割合30%（改正前：50%）又は税額控除割合10%（改正前：14%）

ロ 炭素生産性向上率17%以上22%未満（改正前：10%以上17%未満）……特別償却割合30%（改正前：50%）又は税額控除割合5%（改正前：10%）

② 中小事業者以外の個人が事業の用に供した生産工程効率化等設備……その特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の割合

イ 炭素生産性向上率25%以上（改正前：20%以上）……特別償却割合30%（改正前：50%）又は税額控除割合8%（改正前：10%）

ロ 炭素生産性向上率20%以上25%未満（改正前：15%以上20%未満）……特別償却割合30%（改正前：50%）又は税額控除割合3%（改正前：5%）

(2) 供用年から、下記10の制度における産業競争力強化法の特定生産性向上設備等に係る確認を受けた個人のその特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日の属する各年が除外されました。

10 特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設

青色申告書を提出する個人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及び一定のソフトウェアで、産業競争力強化法に規定する特定生産性向上設備等（その個人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和11年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に産業競争力強化法の確認を受けたものに限り、以下「特定生産性向上設備等」といいます。）に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定機械装置等」といいます。）の取得等をする場合において、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、これを国内にあるその個人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した年において、その特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即

392

393

394

時償却。その年分の必要経費に算入されなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能)とその取得価額の7%(建物、建物附属設備及び構築物については、4%)相当額の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。なお、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、その適用を受ける年分の調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされています。

また、青色申告書を提出する個人で指定期間内にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者(その同法の認定事業適応計画(同法の国際経済事情激変事業適応に関するものに限ります。以下「認定国際経済事情激変事業適応計画」といいます。)にその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って行う同法の国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限ります。)であるものに係る税額控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとされています。

11 所得税の額から控除される特別控除額の特例の改正

401

特定税額控除制度の不適用措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年まで2年延長されました。

(1) 特定税額控除制度に、上記2の制度が追加されました。

(2) 次の要件の見直しが行われました。

- ① 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、上乗せ要件の対象に該当する場合には、継続雇用者給与等支給増加割合が2%以上(改正前：1%以上)であることとされ、その他の場合には、継続雇用者給与等支給増加割合が1%以上であること(改正前：その個人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること)とされました。
- ② 次の特定税額控除制度については、継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しない(改正前：いずれにも該当しない)場合(その対象年が事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であって、その対象年の事業所得の金額がその対象年の前事業年度の所得の金額以下である場合を除きます。)にその特定税額控除制度を適用しないこととされました。

イ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除制度

ロ 生産工程効率化等設備を取得した場合の所得税額の特別控除制度

12 特定船舶の特別償却制度の改正	403
特例匿名組合船舶の範囲が海上運送法第39条の2第2項第2号に規定する認定事業基盤強化事業者が製造した先進船舶に限定された上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	
13 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の改正	404
特定事業継続力強化設備等のうち器具備品の取得価額要件が、40万円以上（改正前：30万円以上）に引き上げられました。	
14 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の改正	405
適用期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。	
15 輸出事業用資産の割増償却制度の改正	406
適用期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。	
16 特定都市再生建築物の割増償却制度の改正	406
事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域内にある場合における都市再生事業の要件に公共施設面積割合が10%以上であることが追加される等の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	
17 倉庫用建物等の割増償却制度の廃止	407
適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。	
18 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の改正	408
適用期限が令和11年まで3年延長されました。	
19 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の改正	409
次の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	
(1) 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられました。	
(2) 対象者の要件における常時使用する従業員の数が、400人（改正前：500人）に引き下げられました。	
20 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止	411
適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。	
21 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	414
(1) 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。	
(2) 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	

- ① 新産業創出等推進事業促進計画の対象事業である新産業創出等推進事業について、従前の新産業創出等推進事業である廃炉等、ロボット、農林水産業等の分野のいずれかに該当する一定の事業のほか、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業（以下「その他産業発展寄与事業」といいます。）が追加されました。
- ② 上記①に伴い、その他産業発展寄与事業に係る対象資産について、認定新産業創出等推進事業実施計画に従ってその他産業発展寄与事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設した認定事業者がその新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械装置、建物等及び構築物のうち、その認定事業者の認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとされました。
- ③ 上記①に伴い、その他産業発展寄与事業に係る対象資産の特別償却割合及び税額控除割合について、それぞれ次の割合とされました。
 - イ 特別償却割合……45%（建物等及び構築物については、23%）
 - ロ 税額控除割合……14%（建物等及び構築物については、7%）

22 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の廃止 416

適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。

23 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正 419

- (1) 特定事業活動振興計画に係る措置の個人指定の期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。
- (2) 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しが行われた上、その個人認定の期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。
 - ① 新産業創出等推進事業促進計画の対象事業である新産業創出等推進事業について、従前の新産業創出等推進事業である廃炉等、ロボット、農林水産業等の分野のいずれかに該当する一定の事業のほか、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業（以下「その他産業発展寄与事業」といいます。）が追加されました。
 - ② 上記①に伴い、その他産業発展寄与事業に係る対象雇用者について、次の者とされました。
 - イ 避難対象雇用者等
 - ロ 次の者（上記イの者を除きます。）
 - (イ) 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に

所在する事業所に勤務していた者	
(ロ) 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に 居住していた者	
③ 上記①に伴い、その他産業発展寄与事業を行う事業所に勤務する対象 雇用者に対して支給する給与等の額に係る税額控除割合について、9% とされました。	
④ 本措置の適用対象となる給与等の額から、その給与等の額のうち上記 2の制度によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除する金額 の計算の基礎となった金額を控除することとされました。	
24 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度の廃止	421
適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。	
25 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等制度 の改正	421
適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	
26 被災代替船舶の特別償却制度の廃止	422
適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。	
第四 その他の改正	
1 特定の基準所得金額の課税の特例の改正	424
特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が1億6,500万円（改 正前：3億3,000万円）を超えるものとするとともに、税率を30%（改正前： 22.5%）に引き上げることとされました。	
2 青色申告特別控除の改正	
(1) 10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又 は事業所得を生ずべき事業を営む者で、取引の内容を正規の簿記の原則に 従って記録していないもののうち、一定の要件を満たすものを除外するこ ととされました。	428
(2) 55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、 貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理 組織（e-Tax）を使用して行うことを適用要件に加えた上で、控除額を65 万円に引き上げることとされました。	428
(3) 65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記(2)の見直し後の適用 要件を満たす者であって、電子帳簿保存法に定めるところにより電磁的記 録の備付け等を行っていること（一定の場合に該当する場合に限ります。） との要件を満たすものとした上で、控除額を75万円に引き上げることとさ れました。	429

3 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正	430
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。	
4 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正	430
適用期限が令和10年まで2年延長されました。	
5 給付金等の非課税の改正	
(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する高等職業訓練促進給付金の支給を受けていた者のうち一定の者に対して給付される一定の給付金については、所得税を課さないこととされました。	432
(2) 次の貸付けについて受けた債務免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととされました。	433
① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による貸付け	
② 児童扶養手当受給者等に対するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	
6 セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の改正	
(1) 本特例の適用期限について、対象となるスイッチOTC医薬品の一部についてはその適用期限を撤廃し、それ以外の医薬品についてはその適用期限を令和13年12月31日まで5年延長することとされました。	435
(2) 本特例の適用対象となる医薬品の範囲について、次のとおり見直されました。	436
① 改正前の本特例の対象となるスイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品等について、その対象に、消化器官用薬としての効能又は効果を有すると認められる医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有すると認められる医薬品を追加するとともに、所要の経過措置を設けた上、その対象から痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品が除外されました。	
② 本特例の対象となる一般用医薬品等に、体外診断用医薬品のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のものが追加されました。	
③ 本特例の対象となる一般用医薬品等に、薬局製造販売医薬品で本特例の対象となるスイッチOTC医薬品及び（上記①による見直し後の）スイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものが追加されました。	

療報酬又は利用料の額が、健康保険法の規定等により算定される額以下であること」との要件等について、医師会法人等の受ける診療報酬等の額のうち特定外国人患者の診療報酬の額にあつては、その要件が「特定外国人患者から受ける診療報酬の額が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているものであること」とされる等の見直しが行われました。

ロ 収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する一定の厚生農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件のうち特別の療養環境に係る病床の病室差額料に係る要件について、各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が、1万円以下(改正前：5,000円以下)に引き上げられました。

- ③ 収益事業から除外される専修学校において行われる技芸教授業の要件のうち授業時間数に係る要件について、専門課程にあつては単位数に係る要件に見直されたほか、専攻科の課程の単位数に係る要件が追加される等の見直しが行われました。

4 減価償却

- (1) 減価償却資産の範囲に、無形固定資産として貯留権が追加されました。 463
- (2) 公益法人等から普通法人への移行があつた場合等の減価償却に関する規定について、次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は償却限度額の計算の基礎となる取得価額及び損金経理額に含まれないものとされました。 466

- ① 適格合併又は適格現物出資により移転を受けた収益事業以外の事業に属する資産であつた減価償却資産……当該移転前にした償却の額
- ② 下記10(1)の場合におけるその転用資産等に該当する減価償却資産……その収益事業に属することとなつた時前にした償却の額
- ③ 下記10(2)又は(3)の場合におけるその公益法人等移行時資産等又は普通法人等移行時資産等に該当する減価償却資産……それぞれその該当することとなつた時前にした償却の額

5 繰延資産の償却

公益法人等から普通法人への移行があつた場合等の繰延資産の償却に関する規定について、次の繰延資産の区分に応じそれぞれ次の償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は償却限度額の計算の基礎となる繰延資産の額及び損金経理額に含まれないものとされました。

- (1) 適格合併又は適格現物出資により移転を受けた収益事業以外の事業に属する資産であつた繰延資産……当該移転前にした償却の額

475

(2) 下記10(1)の場合におけるその転用資産等に該当する繰延資産……その収益事業に属することとなった時前にした償却の額

(3) 下記10(2)又は(3)の場合におけるその公益法人等移行時資産等又は普通法人等移行時資産等に該当する繰延資産……それぞれその該当することとなった時前にした償却の額

6 寄附金の損金不算入

寄附金の損金不算入について、次の見直しが行われました。

(1) 指定寄附金の範囲について、次の見直しが行われました。

478

① 指定寄附金のうち学校法人が設置する専修学校に係る校舎その他附属設備（一定の課程の教育の用に供されるものに限ります。）の受けた災害による被害の復旧のために支出されたその学校法人に対する寄附金等の範囲について、対象となる専修学校の課程のうち専門課程に係る要件が、その修業期間を通ずる単位数が62単位以上であるもの（改正前：その修業期間を通ずる授業時間数が1,700時間以上であるもの）とされるとともに、対象となる課程に、専攻科の課程でその修業期間を通ずる単位数が62単位以上であるものが追加されました。

② 指定寄附金のうち一定の専修学校の設置を主たる目的とする学校法人の設立を目的とする法人に対する寄附金の範囲について、対象となる専修学校の要件のうち専門課程に係る要件が、その修業期間を通ずる単位数が124単位以上であるもの（改正前：その修業期間を通ずる授業時間数が3,400時間以上であるもの）とされました。

(2) 特定公益増進法人のうち学校及び一定の専修学校の設置を主たる目的とする学校法人並びに一定の専修学校の設置を主たる目的とする私立学校法第152条第5項の規定により設立された法人の範囲について、対象となる専修学校の要件のうち専門課程に係る要件が、その修業期間を通ずる単位数が62単位以上であるもの（改正前：その修業期間を通ずる授業時間数が1,700時間以上であるもの）とされました。

479

(3) 公益法人等の寄附金の損金算入限度額の計算の対象外とされる法人の範囲について、マンション除却組合の追加等が行われました。

479

7 貸倒引当金

482

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入事由のうち、金銭債権に係る債務者について生じた更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることに、金銭債権に係る債務者について円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことによりその金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることが追

加されました。

8 欠損金の繰越控除

493

再建中の法人の対象事業年度に、その内国法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じた場合におけるその生じた日から同日の翌日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度が追加されました。

9 投資簿価修正

497

通算終了事由が生じた他の通算法人の株式につき資産調整勘定対応金額等がある場合の加算措置について、その内国法人及び通算完全支配関係発生日において離脱法人の株式を有する法人が通算完全支配関係発生日以前に取得をしたその離脱法人の対象株式に係る各取得の時ににおける調整勘定対応金額の合計額のうち各取得の時後に譲渡をした株式に係る部分の金額の減算調整の対象となる譲渡から、全部取得条項付種類株式の端数処理による完全子法人化の際の譲渡を除外することとされました。

10 転用資産及び移行時資産等の帳簿価額

499

- (1) 公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となった場合には、その資産及び負債（転用資産等）のその収益事業に属することとなった時における帳簿価額は、その転用資産等の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額であるものとして、その公益法人等又は人格のない社団等のその時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算することとされました。
- (2) 公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合には、その該当することとなった時において有する資産及び負債（その収益事業に属する資産及び負債に限ります。）（公益法人等移行時資産等）のその時における帳簿価額は、その公益法人等移行時資産等の価額としてその時においてその帳簿に記載されていた金額であるものとして、その公益法人等のその時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算することとされました。
- (3) 公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった時において有する資産及び負債（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合にあっては、その収益事業以外の事業に属していた資産及び負債に限ります。）（普通法人等移行時資産等）のその時における帳簿価額は、その普通法人等移行時資産等の価額としてその時においてその帳簿に記載されていた金

額であるものとして、その普通法人又は協同組合等のその時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算することとされました。	
11 防衛特別所得税額の法人税額からの控除	501
防衛特別所得税の創設に伴い、法人に課される防衛特別所得税の額について、法人税の額から控除されることとされました。	
12 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額等の還付の特例	502
還付請求事実、その内国法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことが追加されました。	

租税特別措置法等（法人税関係）の改正	本文参照頁
1 税額控除等関係	
(1) 中小企業者等の法人税率の特例について、対象となるみなし公益法人等の範囲へのマンション除却組合の追加等が行われました。	508
(2) 研究開発税制について、次の見直しが行われました。	528
① 控除の対象となる試験研究費の額の範囲の見直しが行われました。	
② 一般試験研究費の額に係る特別税額控除制度	
イ 税額控除割合が次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10％）とされました。	529
（イ） 増減試験研究費割合が3％を超える場合（ハ）の場合を除きます。） ……8.5％に、増減試験研究費割合から3％を控除した割合に0.25を乗じて計算した割合を加算した割合	
（ロ） 増減試験研究費割合が3％以下である場合（ハ）の場合を除きます。）……8.5％から、3％から増減試験研究費割合を減算した割合に13分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合（その割合が0に満たないときは、0）	
（ハ） その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5％	
ロ 令和11年3月31日までに開始する各事業年度については、税額控除割合は、上記イにかかわらず、次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：14％）とされました。	530
（イ） 令和9年4月1日前に開始する事業年度……次の区分に応じそれぞれ次の割合	

- A 増減試験研究費割合が12%を超える場合（Dの場合を除きます。）……11.5%に、その増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算した割合
- B 増減試験研究費割合が0以上であり12%以下である場合（Dの場合を除きます。）……11.5%から、12%からその増減試験研究費割合を減算した割合に0.25を乗じて計算した割合を減算した割合
- C 増減試験研究費割合が0に満たない場合（Dの場合を除きます。）……8.5%から、その満たない部分の割合に30分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合（その割合が0に満たないときは、0）
- D その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5%
- (ロ) 令和9年4月1日以後に開始する事業年度……次の区分に応じそれぞれ次の割合
- A 増減試験研究費割合が15%を超える場合（Dの場合を除きます。）……11.5%に、その増減試験研究費割合から15%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算した割合
- B 増減試験研究費割合が3%を超え15%以下である場合（Dの場合を除きます。）……8.5%に、その増減試験研究費割合から3%を控除した割合に0.25を乗じて計算した割合を加算した割合
- C 増減試験研究費割合が3%以下である場合（Dの場合を除きます。）……8.5%から、3%からその増減試験研究費割合を減算した割合に13分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合（その割合が0に満たないときは、0）
- D その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5%
- ハ 増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例について、令和9年4月1日以後に開始する事業年度については、当期の調整前法人税額に次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の割合（イの事業年度及び試験研究費割合が10%を超える事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、イの割合と下記二の税額控除額の上限の特例により計算した割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額を加算する措置とした上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。
- (イ) 増減試験研究費割合が7%を超える事業年度……その増減試験研

究費割合から7%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合（上限：5%）

(ロ) 増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合が1%を超える事業年度（試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）……0から、その満たない部分の割合から1%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合（上限：5%）を減算した割合

ニ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例及び税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。 531

③ 中小企業技術基盤強化税制 531

イ 中小企業者等税額控除限度額の特例及び税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。

ロ 青色申告書を提出する法人の各事業年度においてその法人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合において、中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の額に係る税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額を有するときは、その控除しきれない金額につき3年間繰り越して税額控除（税額控除額は、中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の額に係る税額控除制度と合計して当期の調整前法人税額の25%等相当額が上限とされています。）ができる制度が創設されました。

④ 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度 533

イ 特別試験研究費の額の対象となる高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しが行われました。

(イ) 新規高度研究業務従事者の範囲に、その法人の役員又は使用人である博士の学位を授与された者のうちその授与された日から5年以内にその法人（関係法人等を含みます。）の役員又は使用人となったもので、その役員又は使用人となった日から5年を経過していないものが追加されました。

(ロ) 試験研究の要件について次の見直しが行われました。

A その試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件が、その試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する当該法人の使用人に募集されたこととの要件とされました。

B その試験研究の内容がその試験研究に従事する新規高度研究業

務従事者から提案されたものであることとの要件が、その試験研究の内容がその試験研究に専ら従事するその法人の使用人から提案されたものであることとの要件とされました。

ロ 指定大学等との共同研究及び指定大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、その指定大学等の長が認定した金額とすることとされました。

- (3) 青色申告書を提出する法人で指定期間内に産業技術力強化法の重点研究開発計画につき同法の認定を受けたものの適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額がある場合には、控除対象重点産業技術試験研究費の額の40%（控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となった重点産業技術試験研究費の額が特別重点産業技術試験研究費の額に該当する場合には、50%）相当額の税額控除ができる制度が創設されました。 545

なお、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の10%相当額を上限とし、税額控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされています。

- (4) 中小企業投資促進税制について、特定機械装置等のうち工具の取得価額要件における1事業年度中に取得又は製作をして国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した工具の取得価額の合計額で判定する場合のその判定は、「取得又は製作をして国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した1台又は1基の取得価額が40万円以上（改正前：30万円以上）の工具」の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかで判定することとされました。 568

- (5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、令和8年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（令和8年3月31日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認に係る事業実施計画に同日において記載されているものを除きます。）の特別償却限度額及び税額控除割合が次のとおり引き下げられるとともに、対象事業の見直しが行われた上、その適用期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。 571

- ① 特別償却限度額……その取得価額の40%（建物等及び構築物については、20%）相当額（改正前：その取得価額の45%（建物等及び構築物については、23%）相当額）
- ② 税額控除割合……12%（建物等及び構築物については、6%）（改正前：14%（建物等及び構築物については、7%））

- (6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象事業の見直しが行われた上、その適 575

用期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。

- (7) 地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象となる事業年度から、下記(13)の制度における産業競争力強化法の特定生産性向上設備等に係る確認を受けた法人のその特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度が除外されました。 576
- (8) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。 578
- ① 特定建物等のうちその特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものについて、特別償却割合及び税額控除割合が次のとおり引き上げられました。
- イ 特別償却割合……その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画に該当する場合には20%（改正前：15%）
- ロ 税額控除割合……次の場合の区分に応じそれぞれ次の割合
- (イ) その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画に該当する場合……5%（改正前：4%）
- (ロ) その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画に該当する場合……8%（改正前：7%）
- ② 対象となる資産が、次のとおり見直されました。
- イ 本制度の対象となる取得をした特定建物等について、「その建設の後事業の用に供されたことがないもの」であることとの要件が除外されました。
- ロ 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者^{に該当するものを除きます。}）以外の法人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、4,500万円以上（改正前：3,500万円以上）に引き上げられました。
- ③ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日からその認定に係る特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日までの期間内において離職者がいないことにつき証明がされた場合に限り、本制度の適用を受けることができることとされました。
- (9) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度は、その認定の期限（令和8年3月31日）の到来をもって廃止されました。 587

- (10) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 588
- ① 対象となる事業年度から、下記(13)の制度における産業競争力強化法の特定生産性向上設備等に係る確認を受けた法人のその特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度が除外されました。
 - ② 工具及び器具備品の取得価額要件が、40万円以上（改正前：30万円以上）に引き上げられました。
- (11) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 592
- ① 法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置は、令和8年3月31日をもって廃止されました。
 - ② 特定法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われました。
 - イ 原則の税額控除割合（10％）を適用できる場合が、継続雇用者給与等支給増加割合が4％以上（改正前：3％以上）である場合とされました。
 - ロ 継続雇用者給与等支給増加割合が4％以上である場合に税額控除割合に15％を加算する措置について、その継続雇用者給与等支給増加割合が5％以上である場合に税額控除割合に5％（その継続雇用者給与等支給増加割合が6％以上である場合には、15％）を加算する措置とされました。
 - ハ 教育訓練費に係る上乘せ措置が廃止されました。
 - ③ 中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置における教育訓練費に係る上乘せ措置が廃止されました。
- (12) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 598
- ① カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について次の見直しが行われた上、特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定期限が、令和10年3月31日まで2年延長されました。
 - イ 特別償却割合及び税額控除割合が、次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合とされました。ただし、特定大企業等については、その炭素生産性向上率を改正前の炭素生産性向上率に据え置くこととされており、その上で、下記(ロ)A又はBの特別償却割合又は税額控除割合を適用することとされています。
 - (イ) 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する

ものを除きます。以下同じです。)が事業の用に供した生産工程効率化等設備……その特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の割合

A 炭素生産性向上率22%以上(改正前:17%以上)……特別償却割合30%(改正前:50%)又は税額控除割合10%(改正前:14%)

B 炭素生産性向上率17%以上22%未満(改正前:10%以上17%未満)……特別償却割合30%(改正前:50%)又は税額控除割合5%(改正前:10%)

(ロ) 中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備……その特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の割合

A 炭素生産性向上率25%以上(改正前:20%以上)……特別償却割合30%(改正前:50%)又は税額控除割合8%(改正前:10%)

B 炭素生産性向上率20%以上25%未満(改正前:15%以上20%未満)……特別償却割合30%(改正前:50%)又は税額控除割合3%(改正前:5%)

ロ 対象となる事業年度から、下記(13)の制度における産業競争力強化法の特定生産性向上設備等に係る確認を受けた法人のその特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度が除外されました。

② 戦略分野国内生産促進税制に係る不適用措置について、次の見直しが行われました。

イ 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、継続雇用者給与等支給増加割合が2%以上(改正前:1%以上)であることとされました。

ロ 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件について、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とされました。

(13) 青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及び一定のソフトウェアで、産業競争力強化法に規定する特定生産性向上設備等(その法人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和11年3月31日までの期

604

間（以下「指定期間」といいます。）内に産業競争力強化法の確認を受けたものに限り、以下「特定生産性向上設備等」といいます。）に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定機械装置等」といいます。）の取得等をする場合において、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）相当額の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。なお、税額控除の適用を受ける場合における控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の20%相当額を上限とすることとされています。

また、青色申告書を提出する法人で指定期間内にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者（その同法の認定事業適応計画（同法の国際経済事情激変事業適応に関するものに限り、以下「認定国際経済事情激変事業適応計画」といいます。）にその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って行う同法の国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限り、）であるものに係る税額控除限度超過額については、3年間の繰越しができるとされています。

(14) 法人税の額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除制度の不適用措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年3月31日まで2年延長されました。

① 特定税額控除制度に、上記(3)の制度が追加されました。

② 次の要件の見直しが行われました。

イ 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、上乘せ要件の対象に該当する場合には、継続雇用者給与等支給増加割合が2%以上（改正前：1%以上）であることとされ、その他の場合には、継続雇用者給与等支給増加割合が1%以上であること（改正前：その法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とされました。

ロ 次の特定税額控除制度については、継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しない（改正前：いずれにも該当しない）場合（その対象年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって、その対象年度の所得の金額がその対象年度の前事業年度の所得の金額以下である場

合を除きます。)にその特定税額控除制度を適用しないこととされました。

(イ) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特例控除制度

(ロ) 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特例控除制度

(15) 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例について、次の見直しが行われました。 626

① 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例に係る措置について、措置の対象に上記(13)の制度が追加されました。

② 通算承認の失効の場合の法人税額の特例に係る措置について、措置の対象に次の規定が追加される等の見直しが行われました。

イ 試験研究を行った場合の法人税額の特例控除のうち、中小企業技術基盤強化税制における中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除、中小企業技術基盤強化税制における中小企業者等税額控除限度超過額の繰越控除及び中小企業技術基盤強化税制に係る調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の税額控除に係る規定

ロ 上記(3)及び(13)の制度に係る規定

2 特別償却関係

(1) 特定船舶の特別償却制度について、特例匿名組合船舶の範囲が海上運送法第39条の2第2項第2号に規定する認定事業基盤強化事業者が製造した先進船舶に限定された上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。 630

(2) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、特定事業継続力強化設備等のうち器具備品の取得価額要件が、40万円以上（改正前：30万円以上）に引き上げられました。 632

(3) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の適用期限が、令和10年3月31日まで2年延長されました。 634

(4) 輸出事業用資産の割増償却制度の適用期限が、令和10年3月31日まで2年延長されました。 634

(5) 特定都市再生建築物の割増償却制度について、事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域内にある場合における都市再生事業の要件に公共施設面積割合が10%以上であることが追加される等の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。 632

(6) 倉庫用建物等の割増償却制度は、適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって廃止されました。 633

3 準備金関係

- (1) 海外投資等損失準備金制度の適用期限が、令和10年3月31日まで2年延長されました。
- (2) 特定原子力施設炉心等除去準備金制度の適用期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。

634

4 土地税制関係

- (1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率について、次の改正が行われました。

637

- ① 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置及び確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置について、次の見直しが行われました。

イ 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置の対象から密集市街地における防災街区の整備に関する法律による認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するためにその事業の認定事業者に対して行う土地等の譲渡が除外されました。

ロ 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置の対象に、承認地域経済牽引事業用地整備を行う承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものが追加されました。

ハ 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う見直しが行われました。

ニ これらの適用除外措置の対象となる都市計画区域内において優良住宅の認定を受けた25戸以上の一団の住宅又は15戸以上若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅の建設が行われる一定の住宅建設事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡に係る都道府県知事等の認定基準のうち住宅の建築費の単価基準について、その建設される耐火構造を有する住宅に係る建築費の単価基準の上限が160万円/3.3㎡（改正前：100万円/3.3㎡）に引き上げられました。

ホ 法人が、これらの適用除外措置の対象となる都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡等に該当するものをした場合におけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるときは、その土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡及

び確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなすこととされました。

- ② 制度の適用停止措置の期限が令和11年3月31日まで、優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置及び確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置の期限が令和10年12月31日まで、それぞれ3年延長されました。
- (2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について、適用除外措置の対象となる法人が優良住宅の認定を受けて新築した住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地のその法人による譲渡及び法人が優良住宅の認定を受けて新築した住宅の敷地の用に供された1,000㎡未満の一団の宅地のその法人による譲渡に係る都道府県知事等の認定基準のうち住宅の建築費の単価基準について、その建設される耐火構造を有する住宅に係る建築費の単価基準が160万円/3.3㎡（改正前：100万円/3.3㎡）に引き上げられた上、制度の適用停止措置の期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。
- (3) 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等における取用等の証明書及び簡易証明制度の対象となる事業に係る証明書について、小規模保育事業の用に供する施設に係る部分について、地方公共団体又は社会福祉法人が設置する保育を必要とする児童であって満3歳以上のものを保育することを目的とする一定の施設が追加されました。
- (4) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、資産につきマンション再生事業が施行された場合においてその資産に係る権利変換により再生後マンションに関する権利を取得する権利又はその再生後マンションに係る敷地利用権を取得するときを制度の対象とすること等の見直しが行われました。
- (5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、マンション建替事業の施行に伴い、やむを得ない事情により、土地等に係る権利変換により補償金を取得する場合又は売渡請求若しくは買取請求により土地等が買い取られる場合の措置に係る見直し等が行われました。
- (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年（日本船舶の買換えに係る措置のうち建設業及びひき船業の用に供される船舶については、令和10年3月31日まで2年）延長されました。
- ① 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺の生活

環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置が、制度の対象から除外されました。

- ② 既成市街地等及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えに係る措置について、買換資産が、既成市街地等であって、防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域等以外の区域内にある場合に圧縮割合が60%（改正前：80%）に引き下げられる等の見直しが行われました。
- ③ 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換えに係る措置について、買換資産のうち建物（その附属設備を含みます。）について、特定施設の用に供されるものに、買換資産のうち構築物について、特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定されました。
- ④ 日本船舶の買換えに係る措置における建設業及びひき船業の用に供される船舶について、譲渡資産から、その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものが除外されました。

5 その他の特別措置関係

- (1) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、対象事業の見直しが行われた上、内国法人の指定期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。 668
- (2) 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例は、適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって廃止されました。 669
- (3) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用措置の対象から除かれるみなし公益法人等の範囲へのマンシオン除却組合の追加等が行われた上、その措置の適用期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。 670
- (4) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。 674
 - ① 制度の対象となる特定株式に、購入により取得した株式でその取得の日から起算して3年を経過する日までにその取得をした法人がその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有するものとなることを見込まれる場合におけるその取得をする株式が追加され、その特定株式に係る所得控除額の上限がその取得価額の20%相当額とされました。
 - ② 特定株式（増資特定株式を除きます。）に係る特別勘定を設けている

法人（以下「設定法人」といいます。）を合併法人とし、その特定株式を発行した法人を被合併法人とする合併が行われた場合には、その特定株式に係る特別勘定の金額は、設定法人の合併の日を含む事業年度の翌事業年度から5年間で均等額を取り崩すこととされました。

- ③ 増資特定株式及び購入特定株式に係る取得価額基準が次のとおり見直されました。

イ 中小企業者以外の法人が資本金の額の増加に伴う払込みにより取得する内国法人の株式の取得価額が、2億円以上（改正前：1億円以上）に引き上げられました。

ロ 法人が購入により取得する内国法人の株式でその取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなる株式の取得価額が、7億円以上（改正前：5億円以上）に引き上げられました。

- (5) 特定の医療法人の法人税率の特例における国税庁長官の承認等の要件について、「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との基準が、自費患者に対する請求金額のうち特定外国人患者の診療報酬の額にあつては、「特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」とされました。 686
- (6) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の適用期限が、令和12年3月31日まで3年延長されました。 697
- (7) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。 688
- ① 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられました。
- ② 対象となる法人のうち特定法人以外の法人の要件における常時使用する従業員の数が、400人（改正前：500人）に引き下げられました。
- (8) 投資法人に係る課税の特例における特例特定資産に係る措置について、特例特定資産の範囲が再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に該当するものに限られた上、特例特定資産の取得期限が令和13年3月31日まで5年延長されました。 689
- (9) 認定株式分配に係る課税の特例について、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を令和8年4月1日以後に受けた法人が行う現物分配が認定株 691

式分配に該当する場合には、その認定株式分配は株式分配に該当することとし、その認定株式分配で現物分配法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものである等の要件に該当するものは適格株式分配とみなして、法人税法その他の法令の規定を適用する制度に見直されました。

(10) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。 697

(11) 公益法人等の損益計算書等の提出について、損益計算書等の提出を要しないみなし公益法人等の範囲へのマンション除却組合の追加等が行われました。 697

6 震災税特法関係

(1) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度は、適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって廃止されました。 699

(2) 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 702

① 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。

② 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。

イ 新産業創出等推進事業促進計画の対象事業である新産業創出等推進事業について、従前の新産業創出等推進事業である廃炉等、ロボット、農林水産業等の分野のいずれかに該当する一定の事業のほか、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業（以下「その他産業発展寄与事業」といいます。）が追加されました。

ロ 上記イに伴い、その他産業発展寄与事業に係る対象資産について、認定新産業創出等推進事業実施計画に従ってその他産業発展寄与事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設した認定事業者がその新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械装置、建物等及び構築物のうち、その認定事業者の認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとされました。

ハ 上記イに伴い、その他産業発展寄与事業に係る対象資産の特別償却割合及び税額控除割合について、それぞれ次の割合とされました。

(イ) 特別償却割合……45%（建物等及び構築物については、23%）

(ロ) 税額控除割合……14%（建物等及び構築物については、7%）

(3) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限の到来（令和8年3月31日）をもって廃止されました。	706
(4) 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。	709
① 特定事業活動振興計画に係る措置の法人指定の期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。	
② 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しが行われた上、その法人認定の期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	
イ 新産業創出等推進事業促進計画の対象事業である新産業創出等推進事業について、従前の新産業創出等推進事業である廃炉等、ロボット、農林水産業等の分野のいずれかに該当する一定の事業のほか、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業（以下「その他産業発展寄与事業」といいます。）が追加されました。	
ロ 上記イに伴い、その他産業発展寄与事業に係る対象雇用者について、次の者とされました。	
(イ) 避難対象雇用者等	
(ロ) 次の者（上記イの者を除きます。）	
A 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者	
B 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者	
ハ 上記イに伴い、その他産業発展寄与事業を行う事業所に勤務する対象雇用者に対して支給する給与等の額に係る税額控除割合について、9%とされました。	
ニ 本措置の適用対象となる給与等の額から、その給与等の額のうち上記1(3)の制度により本措置の適用対象となる事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となった金額を控除することとされました。	
(5) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度は、適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって廃止されました。	712
(6) 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等制度の適用期限が、令和11年3月31日まで3年延長されました。	713

(7) 被災代替船舶の特別償却制度は、適用期限の到来（令和8年3月31日）をもって廃止されました。	714
(8) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度の特例について、適用対象区域が避難解除区域等（改正前：特定住宅被災市町村の区域）に限定された上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。	715

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正	本文 参照頁
1 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等の改正 本措置の対象となる専修学校で行われる専門課程の要件が「修業期間を通ずる授業時間数が1,700時間以上であること」から「修業期間を通ずる単位数が62単位以上であること」とされました。	717
2 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の新規適用停止 信託受益権等の取得等に係る期限（令和8年3月31日）は延長しないこととされました。	719
3 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例制度等の改正 (1) いわゆる法人版事業承継税制の特例について、特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで1年6月延長されました。 (2) いわゆる個人版事業承継税制について、所得税の青色申告特別控除の見直しに伴い所要の措置が講じられるとともに、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで2年6月延長されました。	721
4 租税特別措置の適用期限の延長 (1) 医業継続に係る贈与税・相続税の納税猶予制度等の適用期限が令和11年12月31日まで3年延長されました。 (2) 農地等についての納税猶予制度に係る利子税の特例の適用期限が令和13年3月31日まで5年延長されました。	722

租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正	本文 参照頁
<p>1 マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の改正</p> <p>マンション建替事業等からマンション再生事業等への改組後も引き続き本特例を適用できることとするほか、次の見直しが行われた上、適用期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>(1) マンション再生事業に伴い受ける権利変換後の土地に関する権利について必要な登記のうち免税対象外とされる部分の計算方法が見直されました。</p> <p>(2) 本特例の対象となるマンション再生事業に係る床面積の要件が緩和されました。</p> <p>(3) マンション除却事業に伴い受ける登記が本特例の対象に追加されました。</p>	726
<p>2 経営強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正</p> <p>金融機能強化法の改正に伴う所要の見直しが行われた上、適用期限が令和13年3月31日まで5年延長されました。</p>	728
<p>3 診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の創設</p> <p>診療所の開設者又は管理者が、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に、一定の区域において診療所の用に供する建物の建築又は取得をした場合等には、その建物の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を、1,000分の2（本則1,000分の4）等に軽減する措置が講じられました。</p>	729
<p>4 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減措置の改正</p> <p>建築期間に係る要件及び特定民間都市再生事業に係る要件の見直しが行われた上、適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。</p>	731
<p>5 地盤の液状化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記の免税措置の創設</p> <p>地盤の液状化により被害を受けた一定の土地について、国土調査法の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査により作成された地図における当該土地の境界をその土地の筆界とするために分筆の登記がされた場合において、その分筆後の土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人がその分筆後の土地の所有権を取得したときにおけるその土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置が講じられました。</p>	734
<p>6 東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税措置の改正</p> <p>適用対象となる東日本大震災により滅失等をした建物の範囲が、福島県の</p>	735

区域内に所在していたものに限定された上、適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。

7 東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税措置の改正 736

適用対象となる土地の範囲が、上記6の建物に代わるものの敷地の用に供される土地に限定された上、適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。

8 東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税措置の改正 737

適用対象が、警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得をした農用地に限定されました。

9 租税特別措置等の適用期限の延長・廃止 737

- (1) 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等の免税措置の適用期限が令和9年3月31日まで1年延長されました。
- (2) 次に掲げる租税特別措置の適用期限が令和10年3月31日まで2年延長されました。
 - ① 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置
 - ② 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置
 - ③ 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置
 - ④ 都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税措置
- (3) 次に掲げる租税特別措置の適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。
 - ① 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減措置
 - ② 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減措置
- (4) 次に掲げる租税特別措置等は適用期限の到来をもって廃止されました。
 - ① 特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税措置
 - ② 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税措置
 - ③ 東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが必要となった

国際課税関係の改正		
一 グローバル・ミニマム課税への対応		
I 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に係る改正		
(1) 共存システムへの対応		
① 最終親会社等の所在地国に関する適用免除基準	<p>特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において一定の要件（いわゆる共存適格要件）を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、その対象会計年度のその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のグループ国際最低課税額は、零とすることができることとされました。</p> <p>また、上記の財務大臣が指定する国又は地域として、アメリカ合衆国が指定されました。</p>	744
② 国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例	<p>特定多国籍企業グループ等の選択により、国別特別税額控除等相当額（原則として、特定費用の額の合計額又は特定資産に係る減価償却費の額の合計額のいずれか多い金額の5.5%が上限額とされます。）を国別調整後対象租税額に含むものとして、国別実効税率等の計算を行うことができる国別実効税率等の計算の特例が創設されました。</p>	746
③ 移行期間 CbCR セーフ・ハーバー	<p>適用期限を1年間延長（令和9年（2027年）末までに開始する対象会計年度まで）することとされました。</p>	756
(2) 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産等の取扱いに係る執行ガイダンスへの対応		
<p>繰延対象租税額の計算について、移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産等のうち次に掲げる繰延税金資産等はないものとする事とされたほか、関連制度の見直しが行われました。</p>		
① 繰延税金資産を計上するためにされた国等との一定の取決めが存在することその他これに準ずる事由により計上された繰延税金資産		761
② 法人税に相当する税に関する一定の法令の規定により、資産又は負債		762

の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債

II 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に係る改正

765

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において一定の要件（いわゆる共存適格要件のうち国内課税要件）を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、その対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額には、そのグループ国際最低課税残余額のうちその最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないことができることとされました。

III 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に係る改正

(1) 共存システムへの対応

767

① 国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例
各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税においても、基本的に上記 I (1)②と同様の改正が行われました。

② 移行期間 CbCR セーフ・ハーバー

適用期限を1年間延長（令和9年（2027年）末までに開始する対象会計年度まで）することとされました。

(2) 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産等の取扱いに係る執行ガイダンスへの対応

768

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税においても、基本的に上記 I (2)と同様の改正が行われました。

二 外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等の見直し

(1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

① 部分対象外国関係会社及び外国金融子会社等に係る特例清算事業年度におけるみなし規定（みなし特例）

773

内国法人に係る外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当することとなった場合におけるその清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、当該清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、本税制を適用することとされました。

② 異常所得の金額に係る計算

775

清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の特例清算事業年度については、異常所得の金額の計算における所得控除の金額の計算の基礎となるイからハまでに掲げる金額は、それぞれ次に定める金額を

用いることとされました。

イ 総資産の額 解散直前事業年度（清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等が最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度をいいます。以下同じです。）終了の時ににおける貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

ロ 人件費の額 解散直前事業年度の人件費の額

ハ 減価償却累計額 解散直前事業年度終了の時ににおける貸借対照表に計上されている減価償却累計額

③ 異常な水準にある資本に係る所得の金額の計算

776

特例清算事業年度における清算外国金融子会社等については、部分合算課税の対象所得である「異常な水準にある資本」に係る所得の金額の計算は不要とする改正が行われました。

④ 用語の定義

776

イ 清算部分対象外国関係会社

「清算部分対象外国関係会社」とは、解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいいます。

ロ 清算外国金融子会社等

「清算外国金融子会社等」とは、解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいいます。

ハ 特例清算事業年度

「特例清算事業年度」とは、清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等が最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度をいいます。

⑤ 清算特例に係る担保措置

777

イ 清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に係る担保措置

国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等のいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、その内国法人に対し、期間を定めて、その外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金

融子会社等に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができることとされています。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当しないものと推定されることとされました。

ロ 特例清算事業年度に係る担保措置

国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、その内国法人に対し、期間を定めて、各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができることとされています。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定されることとされました。

⑥ 改正前の解散した外国金融子会社等に係る特例の廃止 777

改正前の解散した外国金融子会社等に係る特例については、上記①から⑤までの改正に伴い廃止することとされました。

(2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件の見直し 778

ペーパー・カンパニーの範囲から除外される外国関係会社に係る資産割合要件の判定方法について、その外国関係会社の事業年度終了の時のにおける貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その資産割合要件の判定を求めないこととされました。

(3) 租税負担割合の計算の特例の見直し 779

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと等の事情により本特例を適用することが著しく不相当であると認められる場合には、本特例を適用することができないこととされました。

(4) 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例 780

居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例についても、上記(1)から(3)までと基本的に同様の改正が行われました。

(5) 関連制度の見直し 780

特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例についても、上記(1)から(4)までと基本的に同様の改正が行われました。

三 その他

- (1) 外国組員に対する課税の特例の見直し
- 本特例の適用要件について、次の見直しを行うこととされました。
- ① 投資組合事業に係る業務の執行を行わないこととの要件における投資組合事業に係る業務の執行の承認等から除外される行為の範囲を、その業務の執行を行う者等とその投資組合事業に係る投資組合の有限責任組員との利益が相反する取引についての承認等（改正前：その業務の執行を行う者の自己取引等についての承認等）とすることとされました。 785
- ② 投資組合財産に対する持分割合（以下「投資組合財産持分割合」といいます。）が25%未満であることとの要件について、投資組合契約において、その投資組合契約によって成立する投資組合にその有限責任組員等から構成される一定の合議体（組員等委員会）を設置する旨が定められている場合には、その投資組合の有限責任組員の投資組合財産持分割合を50%未満に引き上げることとされました。 786
- ③ 投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとしたならば恒久的施設帰属所得を有しないこととなることとの要件は廃止することとされました。 788
- (2) 非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税措置の適用開始時期の見直し 789
- 本非課税措置の適用期間を令和12年1月1日から令和16年12月31日まで（改正前：令和9年1月1日から令和13年12月31日まで）の5年間とすることとされました。
- (3) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の改正 790
- 適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。
- (4) 租税条約等実施特例法の改正
- ① 新たな限度税率を定める租税条約に対応するための国内法の整備 790
- 租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率について、限度税率が8%である場合には6.8%の税率とすることとされました。
- ② 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正 792
- イ 特定取引の範囲の改正
- 本制度の対象となる特定取引の範囲から、履行保証金弁済信託契約の締結を除外することとされました。
- ロ 報告対象国の範囲の改正
- 報告対象国の範囲について、3か国・地域の租税条約等の相手国等

が追加されるとともに、3か国・地域の租税条約等の相手国等が除外されました。

③ 特定電子移転財産権の徴収手続の整備等に伴う徴収共助制度の改正 794

イ 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

今般の国税徴収法の改正において、暗号資産等の電子情報処理組織を用いて移転する一定の財産に係る権利（特定電子移転財産権）の徴収手続の整備が行われたことに伴い、租税条約等の相手国等の租税の徴収の共助について、同法の改正において整備された規定を準用するとともに、罰則規定についても同法の改正と同趣旨の整備が行われました。

ロ 差押えに係る不動産の売却価額等に相当する額の国税の納付による差押解除手続の整備

今般の国税徴収法の改正において、差押えに係る不動産の売却価額等に相当する額の国税の納付による差押解除手続の整備が行われたことに伴い、租税条約等の相手国等の租税の徴収の共助について所要の整備が行われました。

④ 国税犯則調査手続の見直しに伴う租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続に関する規定の整備 796

租税条約等の相手国等から犯則事件の調査に必要な情報の提供要請があった場合における租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続について、国税犯則調査手続の見直しを踏まえた所要の整備が行われました。

租税協定の締結	本文 参照頁
<p>日本・キルギス租税協定の締結</p> <p>我が国とキルギス共和国との間の租税協定が署名されました。協定の主な内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対するのみ、進出先国において課税することができることを規定しています。</p> <p>(2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が設けられ、又は課税が免除されることを規定しています。</p>	<p>807</p> <p>809</p> <p>810</p> <p>812</p>

	現行条約（注1）	新協定
配 当	15%	5%：持分保有割合10%以上・保有期間6か月以上（注2） 10%：その他
利 子	免税：政府受取等 10%：その他	免税：政府受取等 8%：その他
使用料	免税：著作権 10%：その他	8%

（注1） キルギスとの間では、現在、旧ソ連との条約が適用されています。

（注2） 持分は、日本法人支払の場合は議決権、キルギス法人支払の場合は資本を指します。

- | | |
|--|-----|
| (3) 協定の規定に適合しない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。 | 818 |
| (4) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換を行うことを規定しています。 | 819 |
| (5) 協定の特典の濫用を防止するため、協定の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合については、協定の特典は認められないことを規定しています。 | 820 |
| (6) 協定は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、協定は第221回国会で承認されました。）を経た後、外交上の経路を通じて、その国内手続の完了を確認する通告を相互に行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。 | 821 |

消費税法等の改正

本 文
参 照 頁

- | | |
|---|-----------------------|
| <p>一 国境を越えた電子商取引に係る消費税制度の見直し</p> <p>1 通信販売の方法による国内以外の地域から国内に宛てて発送される1万円以下の資産の譲渡（特定少額資産の譲渡）については、その内外判定を国内で行われた資産の譲渡等として位置づけ、販売時点において販売した事業者課税することとされました（改正前：国外取引として課税対象外）。</p> <p>2 特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者についての登録制度を設け、税務署長の登録を受けた事業者（特定少額資産販売事業者）が行う特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について、その輸入申告書に当該登録に係る登録番号及び当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものであること</p> | <p>831</p> <p>832</p> |
|---|-----------------------|

を付記した場合には、当該課税貨物の保税地域からの引取りについて、消費税を免除することとされました。

また、この特定少額資産販売事業者として登録を受けることができる者は課税事業者に限ることとされ、特定少額資産販売事業者については、事業者免税点制度は適用しないこととされました。

3 特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者は、その発送に係る仕入書等に登録番号及び特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨の記載を行うとともに、輸入者等に対してこれらの事項を通知しなければならないこととされました。 836

4 特定少額資産販売事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産については、それが特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等の交付又は登録番号若しくは登録番号と誤認されるおそれのある番号の通知を禁止することとされました。 837

5 課税事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について、輸入時に課税された場合には、輸入許可書等の一定の書類を当該課税事業者において保存することを要件として、その課税された日の属する当該課税事業者の課税期間における課税標準額に対する消費税額から当該特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除することができることとされました。 838

6 次の資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者（第二種プラットフォーム事業者）を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者がこれらの資産の譲渡を行ったものとみなす、資産の譲渡に係るプラットフォーム課税制度が創設されました。 839

(1) 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）

(2) 事業者が行う特定少額資産の譲渡

(注) 消費者向け電気通信利用役務の提供に係る特定プラットフォーム事業者については、上記改正に伴い、その名称が第一種プラットフォーム事業者に変更されました。

二 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

1 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の課税期間のうち適格請求書発行事業者の登録等がなかったとしたならば免税事業者となる課税期間については、その納付税額の計算において、課税標準額に対する消費税額に7割を乗じて計算した額を仕入控除税額とすることができることとされました。 847

2 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関 849

する経過措置について、課税仕入れに係る控除の割合及び期間（改正前：令和8年10月1日から令和11年9月30日まで50%）を次のとおり見直すとともに、本経過措置が適用できる一の者からの課税仕入れの合計額の上限について、1億円（改正前：10億円）に引き下げることとされました。

- (1) 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%
- (2) 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%
- (3) 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%

三 その他の改正

- 1 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律による改正により、暗号資産の定義が資金決済に関する法律から金融商品取引法に移行し有価証券等の金融商品と並んだ規制となることに伴い、その譲渡が消費税の非課税対象とされる暗号資産の位置づけを、有価証券に類するもの（改正前：支払手段に類するもの）に変更するとともに、暗号資産の譲渡に係る課税売上割合の計算について、その譲渡対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入する（改正前：分母に算入しない）ほか、所要の見直しが行われました。 850
- 2 事業者が盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に規定する特定金属くずを買い受ける場合において、同法に基づく特定金属くず買受業の届出を行っているときは、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める古物商等特例の対象とされ、当該届出を行っていないときは古物商等特例の対象外とされました。 852
- 3 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことによる債権の切捨てがあったため、課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収ができなくなった場合について、貸倒れに係る消費税額の控除の対象とすることとされました。 853
- 4 事業者が輸出として行う資産の譲渡又は貸付けに係る対価を、現金により、又はその相手方が支払った事実が明らかでない方法により受領する場合における輸出免税の適用要件に、その資産の仕向国における輸入許可書に相当する一定の書類（電磁的記録を含みます。）の保存を加えることとされました。 854
- 5 非居住者に対して行われる役務の提供のうち、国内に所在する不動産に関する役務の提供について、輸出免税の対象外とすることとされました。また、鉱業権等の一定の場所に紐づいて行使できる権利の非居住者に対する譲渡及び貸付けについても、輸出免税の対象外とするほか所要の見直しが行われました。 856
- 6 消費税が非課税とされる役務の提供の範囲に、専修学校の専攻科における 857

教育として行う役務の提供を加えることとされました。	
7 貯留権及び試掘権について調整対象固定資産の範囲に加えるとともに、これらの権利の譲渡等の内外判定は、これらの権利に係る貯留区域又は試掘区域の所在地により行うこととされました。	858
8 国税の犯則調査手続のデジタル化に伴い、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律において、電磁的記録提供命令の命令違反に対する罰則規定についての適用関係の明確化が図られました。	859
9 消費税が非課税とされる身体障害者用物品について、個別商品についての所要の見直しが行われました。	859

租税特別措置法等（間接税等関係）の改正	本文 参照頁
一 たばこ税関係の改正	862
入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限が1年延長されました。	
二 石油石炭税関係の改正	864
地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例に係る軽減・還付措置の適用期限が3年延長されました。	
三 自動車重量税関係の改正	
1 自動車重量税の免税等の特例措置について、その適用期限を2年延長した上で、燃費性能等に関する要件を見直すこととされました。	865
2 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限が3年延長されました。	870
3 側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキを装備した乗合自動車等に係る軽減措置の適用期限が2年4月延長されました。	871
四 国際観光旅客税関係の改正	
1 国際観光旅客税の税率が本邦からの出国1回につき3,000円（改正前：1,000円）に引き上げられました。	873
2 国税犯則調査手続の見直しに伴い、税関職員に犯則事件の調査及び処分に係る規定を適用する場合には、これらに係る罰則規定についても適用されることが明確化されました。	874
五 印紙税関係の改正	
1 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税	876

措置について、専修学校における専攻科の学生に対して行う特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書を特例の対象に加えること等とされました。	
2 東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置について、適用対象から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を除外した上で、その適用期限が5年延長されました。	877
3 東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、その適用期限が3年延長されるとともに、滅失等建物又は損壊建物の対象を福島県の区域内に所在するものに限定されました。	878
4 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、適用対象から被災農用地に係る不動産の譲渡に関する契約書等を除外した上で、その適用期限が撤廃されました。	879
5 東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限が1年延長されました。	880
6 社会保険診療報酬支払基金の名称変更後における医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が作成する総合確保法第24条各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加えることとされました。	882
7 国民健康保険団体連合会が作成する健康増進法第67条の12第1号及び第3号（同条第1号の業務に係る業務に限ります。）に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加えることとされました。	883
六 揮発油税等関係の改正	
1 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例措置等が廃止されました。	885
2 沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について、1の見直しに伴い、税率の見直しが行われました。	886

国税通則法等の改正	本文 参照頁
一 国税犯則調査手続の見直し	
1 国税通則法の改正	
(1) 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備	
① 電磁的記録提供命令の創設	894
イ 当該職員は、国税に関する犯則事件（以下「犯則事件」といいます。	

す。)を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法(電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限ります。)により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(以下「電磁的記録提供命令」といいます。)をすることができることとされました。

(イ) 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させてその記録媒体を提出させる方法

(ロ) 電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

ロ 当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、その電磁的記録提供命令を受ける者に対し、1年を超えない期間を定めて、みだりにその電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとされました。

ハ 正当な理由がなく、上記イ又はロの命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処することとされました。

② 電磁的記録提供命令の創設に伴う国税犯則調査手続の整備

イ 電磁的記録提供命令に際しての必要な処分

当該職員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体について、錠を外すこと等の必要な処分をすることができることとされました。また、当該職員は、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録について、その内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができることとされました。

ロ 電磁的記録提供命令の許可状の提示措置・夜間執行の制限等

当該職員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができることとするとともに、錠を外すこと等の必要な処分をすることができることとされました。

なお、上記にかかわらず、日没から日出までの間には、許可状に夜間でも許可状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、一定の場合を除き、電磁的記録提供命令の許可状の提示措置をとるために人の住居等に入ることはできないこととされました。

ハ 身分の証明

当該職員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととされました。

ニ 警察官の援助

当該職員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができることとされました。

ホ 留置の必要がなくなった物件の還付等の手続

当該職員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならないこととされました。また、国税庁長官等は、その記録媒体について、その返還を受けるべき者の住所等がわからない等の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならないこととされ、その公告に係る記録媒体について公告の日から6月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属することとされました。

ヘ 電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写

当該職員は、電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録について、その電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、その者の請求により又は職権で、その者に対し、その電磁的記録の複写を許さなければならないこととされました。また、国税庁長官等は、その電磁的記録提供命令を受けた者の住所等がわからない等の事由により電磁的記録の複写の許可をすることができない場合においては、その旨の公告をしなければならないこととするともに、その公告の日から6月を経過しても複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しないこととされました。

ト 鑑定の嘱託

当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録についての鑑定を嘱託することができることとされました。

チ 間接国税に関する犯則事件についての通告処分

通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用が追加されました。

リ 犯則の心証を得ない場合の通知等

国税局長等は、間接国税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を

得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならないこととされました。

ヌ その他の国税犯則調査の手續

上記イからりに掲げるもののほか、電磁的記録提供命令をする場合における次の手續の整備が行われました。

(イ) 通信履歴の電磁的記録の保全要請

電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるための通信履歴の保全要請の手續が整備されました。

(ロ) 目録の作成等

電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録に係る目録の作成手續等が整備されました。

(ハ) 調書の作成

電磁的記録提供命令に係る調書の作成手續が整備されました。

(2) 許可状等の電子化

① 許可状の電子化

899

臨検、搜索、差押え又は電磁的記録提供命令の許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとされました。

また、これらの許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととされたほか、記載事項及び処分を受ける者に対する表示等について所要の整備が行われました。

② 通信履歴の電磁的記録の保全要請の電子化

900

通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面によるほか、電磁的記録により求めることができることとされました。

③ 目録の作成等の電子化

900

領置目録、差押目録又は電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者、所持者若しくは保管者若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれらの者に代わるべき者に提供しなければならないこととされました。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととされました。

④ 搜索証明書の提供の電子化

901

搜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとされました。ただし、電磁的記録をもって作成する搜索証明書の提供は、これを受ける者に異議があるとき

は、することができないこととされました。

⑤ 調書の作成の電子化

「質問に係る調書」、「検査、領置又は電磁的記録提供命令に係る調書」及び「臨検、捜索又は差押えに係る調書」について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができることとされました。また、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該職員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととされました。

901

(3) 検察官への引継手続の整備

犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行い、調書を添えて、領置物件、差押物件又は電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録があるときは、これを領置目録、差押目録又は電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならないこととされました。

902

2 国税徴収法の改正

国税犯則調査手続及び刑事手続の見直しによる電磁的記録提供命令の創設に伴い、保全差押えの要件について、電磁的記録提供命令を受けた場合（記録命令付差押えを受けた場合は廃止）が追加されました。

904

二 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

1 特定電子移転財産権の差押手続

無体財産権等のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産に係る権利（権利の移転について登記を要するものを除きます。）であって電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下「特定電子移転財産権」といいます。）の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行うこととされました。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含みます。）であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができることとされました。また、正当な理由がなく、その命令に違反したときは、その違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました。

907

2 特定電子移転財産権の差押解除手続

特定電子移転財産権の差押えを解除したときは、その特定電子移転財産権を、滞納者の管理に移すことを行わなければならないこととされました。

908

<p>3 換価した特定電子移転財産権の権利移転手続</p> <p>換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならないこととされました。</p>	909
<p>三 その他納税環境整備関係の改正</p>	
<p>1 差押えに係る不動産の売却価額等に相当する額の国税の納付による差押解除手続の整備</p> <p>差押不動産が売却され、かつ、その不動産の差押えの解除について滞納者から申出があった場合において、次のいずれにも該当するときについては、その差押えを解除することができることとされました。</p> <p>(1) その不動産の売却価額（その売却価額がその申出があった時におけるその不動産の時価に相当するものとして一定の価額を下回る場合にあっては、その一定の価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額（その相当する額がその差押えに係る国税の額を超える場合にあっては、その差押えに係る国税の額）の国税の納付があったとき。</p> <p>(2) 国税の徴収上支障がないと認められるとき。</p>	910
<p>2 給料等の差押禁止額の引上げ</p> <p>給料等の差押禁止の計算の基礎となる金額のうち最低生活費に相当する金額を、滞納者の給料等に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに10万7,000円（改正前：10万円）（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万8,000円（改正前：4万5,000円）を加算した金額）に引き上げることとされました。</p>	912
<p>3 特定少額資産販売事業者登録制度の創設に伴う税関職員が行う消費税に関する調査に係る質問検査権の整備</p> <p>消費税における特定少額資産販売事業者登録制度の創設に伴い、特定少額資産販売事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産が特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等の輸入者等への交付等に関する税関職員による消費税の調査に係る質問検査権の規定が整備されました。</p>	913
<p>4 GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上</p> <p>(1) GビズIDとの連携による電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により行う申請等</p> <p>電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により申請等を行う法人が、電子情報処理組織（e-Tax）の利用（ログイン）の際に特定認証（法人共通認証基盤（GビズIDに係るシステム））を利用して行われる法人の申請</p>	916

等が当該法人に係るものであることの認証のうち国税庁長官が定めるものをいいます。以下同じです。) を受ける場合には、識別符号 (ID) 及び暗証符号 (パスワード) (以下「e-Tax 用 ID・PW」といいます。) を入力すること並びにその申請等の情報に電子署名を行うこと及びその電子署名に係る電子証明書を送信することを要しないこととされました。

- (2) 電子情報処理組織 (e-Tax) を使用する方法により申請等を行う場合の氏名又は名称を明らかにする措置の拡充

電子情報処理組織 (e-Tax) を使用する方法により申請等を行う場合の氏名又は名称を明らかにする措置に、「電子情報処理組織 (e-Tax) の利用 (ログイン) の際に特定認証を受けて、申請等を行うこと」が追加されました。

- (3) Gビズ ID との連携による電子情報処理組織 (e-Tax) を使用する方法により行う国税の納付手続

電子情報処理組織 (e-Tax) を使用する方法により国税の納付を行う法人が、電子情報処理組織 (e-Tax) の利用 (ログイン) の際に特定認証を受ける場合には、e-Tax 用 ID・PW を入力することを要しないこととされました。

5 事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う交付要求手続の整備

918

交付要求に係る強制換価手続が企業価値担保権の実行手続であるときは、質権者等に対してその交付要求をした旨の通知をすることを要しないこととされました。

6 学校教育法の改正に伴う税理士試験の受験資格の要件の整備

919

学校教育法の改正に伴い、税理士試験 (税法に属する科目の試験に限ります。) の受験資格を得ることができる大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で専修学校において社会科学に属する科目を修めたもののその専修学校の範囲について、「特定専門課程」に限ることとされました。

地方税法等の改正

本文
参照頁

1 個人住民税

- (1) 令和 9 年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下 (改正前: 58万円以下) とすることとされました。

929

- (2) 令和10年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、

930

ひとり親控除の額を33万円（改正前：30万円）とすることとされました。

- (3) 都道府県又は市区町村（②③④において「都道府県等」といいます。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとされました。

- ① 特例控除額の控除限度額を、所得割額の20%に相当する金額と次に掲げる金額とのいずれか低い金額とされました。

イ 道府県民税 77万2千円（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、38万6千円）

ロ 市町村民税 115万8千円（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、154万4千円）

- ② 総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準（④において「指定基準」といいます。）に、次に掲げる基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準に適合するものであることを加えることとされました。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（ロにおいて「寄附金活用可能額」といいます。）が当該寄附金の合計額の60%に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること。

- ③ 総務大臣は、指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、3年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととされました。

- ④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が指定対象期間の初日前4年以内に指定基準に適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとされました。

- (4) 利子割について、以下の措置を講ずることとされました。

- ① 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に一定の率を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとされました。

- ② 他の道府県に対し支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとされました。

- ③ 利子割清算基準額は、各道府県ごとに、当該道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として一定の方法により算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前三年内の各年に係るものを平均した額とされました。

(5) 所得割の納税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とすることとされました。	937
(6) 所得税において源泉徴収を要しない公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとされました。	939
(7) 住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとされました。	942
① 適用期限を令和25年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに居住年が令和12年であるものまで延長する等所要の措置を講ずることとされました。	
② 居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算することとされました。	
(8) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課することとされました。	945
(9) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して道府県民税2%、市町村民税3%（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税1%、市町村民税4%）の税率により申告を通じて所得割を課することとされました。また、所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとされました。	946
2 地方法人課税（法人住民税・法人事業税）	
(1) 一般送配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新の実施（以下「地域間連系線の整備等」といいます。）を行う他の一般送配電事業者又は	947

- 送電事業者に地域間連系線の整備等に必要費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとされました。
- (2) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置を、必要な経過措置を講じた上、廃止することとされました。 947
- (3) 電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。 948
- (4) 電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。 948
- (5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。 948
- (6) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずることとされました。 948
- ① 適用対象を常時使用する従業員の数が2千人以下である法人に限ることとされました。
- ② 適用要件を継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（改正前：3%以上）であることとされました。
- (7) 特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の創設に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされました。 949
- (8) 国税の研究開発税制の拡充等を踏まえ、地方税においても、見直し後の税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用すること等とされました。 950
- (9) 国税の地方拠点強化税制の見直しを踏まえ、地方税においても、見直し後の特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとし、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。また、雇用促進税制については、国税の廃止に伴い、法人住民税についても廃止することとされました。 950
- (10) 国税のカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直しを踏まえ、地方税においても、見直し後の特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとし、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。 950

3 地方消費税

951

事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡のうち、第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなすほか、所要の規定の整備を行うこととされました。

4 不動産取得税

(1) 不動産取得税に係る免税点の見直し

951

免税点について、土地の取得にあっては16万円（改正前：10万円）に、家屋の取得のうち、建築に係るものにおいて66万円（改正前：23万円）、その他のものにおいて34万円（改正前：12万円）に引き上げることとされました。

(2) 税負担軽減措置等の創設

952

診療所の開設者又は管理者が重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとされました。

(3) 税負担軽減措置等の拡充等

953

① 住宅の建築に係る課税標準の特例措置及び新築住宅用土地に係る税額の減額措置について、特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げること等所要の措置を講ずることとされました。

② 耐震基準適合既存住宅に係る課税標準の特例措置及び耐震基準適合既存住宅等用土地に係る税額の減額措置について、特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げること等所要の措置を講ずることとされました。

③ マンション建替事業等により取得される特定要除却認定マンション等に係る非課税措置について、適用対象を追加した上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。

④ 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置について、所要の措置を講じた上、その適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。

(4) 税負担軽減措置等の延長

955

① 高速道路株式会社及び（独）日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和18年3月31日まで10年延長することとされました。

② 鉄道事業再構築事業により鉄道事業者が譲渡を受けた一定の不動産に

係る非課税措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。

- ③ まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための非課税措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
 - ④ 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」といいます。）が取得する国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和7年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」といいます。）の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋に係る非課税措置について、博覧会協会がこれらの家屋を所有しているときに取得者とみなす日を令和10年3月1日（改正前：博覧会の終了の日から6月を経過する日）とされました。
 - ⑤ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。
 - ⑥ 新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。
 - ⑦ 高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
 - ⑧ 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
 - ⑨ 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
- (5) 税負担軽減措置等の合理化
- ① 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、事業区域の全部又は一部が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業にあっては一定のものに限定した上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。
 - ② 東日本大震災による被災代替家屋の取得に係る課税標準の特例措置について、適用対象を東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（③において「被災家屋」といいます。）で福島県の区域内に所在し、又は

所在していたものに限定した上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。	
③ 東日本大震災による被災代替土地の取得に係る課税標準の特例措置について、適用対象を被災家屋の敷地の用に供されていた土地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。	
(6) 税負担軽減措置等の廃止	959
東日本大震災による被災代替農用地の取得に係る課税標準の特例措置が廃止されました。	
5 軽油引取税	959
軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備が行われました。	
6 自動車税・軽自動車税	
(1) 令和8年4月1日に自動車税の環境性能割を廃止し、改正前の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備が行われました。	960
(2) 令和8年4月1日に軽自動車税の環境性能割を廃止し、改正前の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備が行われました。	961
(3) グリーン化特例について、所要の規定の整備を行った上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。	961
7 固定資産税・都市計画税	
(1) 固定資産税に係る免税点の見直し	962
免税点について、家屋は30万円（改正前：20万円）に、償却資産にあっては180万円（改正前：150万円）に引き上げることとされました。	
(2) 税負担軽減措置等の創設	963
令和6年能登半島地震により、住宅用地特例の適用を受けていた土地について、令和8年度又は令和9年度分の固定資産税及び都市計画税についても、引き続き住宅用地とみなす特例措置を設けることとされました。	
(3) 税負担軽減措置等の拡充等	963
① 物流効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、対象資産の見直し等を行った上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。	
② 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、対象施設等を見直した上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。	
③ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、適	

用対象等の見直しを行った上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。

- ④ 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置について、適用対象等の見直しを行った上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑤ 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置について、適用対象に農地中間管理機構が取得する一定の機械装置等を加えた上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑥ 一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置について、対象資産を追加した上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑦ 新築住宅に係る税額の減額措置について、特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げること等の見直しを行った上、その適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。
- ⑧ 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置について、特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げること等の見直しを行った上、その適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。
- ⑨ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置について、特例措置の対象となる家屋の床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げること等の見直しを行った上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑩ 耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置について、特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げること等の見直しを行った上、その適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。
- ⑪ バリアフリー改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置について、特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げること等の見直しを行った上、その適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。
- ⑫ 省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置について、特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げること等の見直しを行った上、その適用期限を令和13年3月31日まで5年延長することとされました。
- ⑬ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置につ

いて、適用資産の見直し等を行った上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。

(4) 税負担軽減措置等の延長

- ① 高速道路株式会社及び（独）日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する固定資産に係る非課税措置について、その適用期限を令和18年3月31日まで10年延長することとされました。
- ② 国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
- ③ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。
- ④ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。
- ⑤ 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。

(5) 税負担軽減措置等の整理合理化

- ① 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象の見直しを行った上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
- ② 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、適用要件の見直しを行った上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。
- ③ バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置について、適用対象等の見直しを行った上、その適用期限を令和10年3月31日まで2年延長することとされました。
- ④ 東日本大震災に係る被災代替住宅用地に係る特例措置について、被災住宅用地の所在地を福島県に見直した上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。
- ⑤ 東日本大震災に係る被災代替家屋の税額の減額措置について、被災家屋の所在地を福島県に見直した上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました。

(6) 税負担軽減措置等の廃止

- ① 日本貨物鉄道株式会社が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置が廃止されました。
- ② 東日本大震災に係る被災代替償却資産の課税標準の特例措置が廃止さ

973

974

976

れました。

8 事業所税

977

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置について、以下の措置を講ずることとされました。

- (1) 特例措置の対象を令和10年3月31日までに承認を受けた経営改善措置等に関する計画に従って実施する事業の用に供する一定の施設とすることとされました。
- (2) 適用期間を当該事業が法人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から5年を経過する日の属する年分までとすることとされました。

9 国民健康保険税

977

特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、個人住民税において、特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得に申告分離課税が導入されることに伴う、所要の規定の整備が行われました。

10 納税環境整備

- (1) 地方税犯則調査手続等について、国税犯則調査手続のデジタル化に係る対応を踏まえ、所要の見直しが行われました。 982
- (2) 特定電子移転財産権の徴収手続の整備について、国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設けることとされました。 985
- (3) 国税・地方税の情報連携について、個人住民税等について、国税・地方税当局間においてオンラインで双方向に照会及び回答を行うことができるオンライン照会機能をeLTAXに実装するため、所要の規定の整備を行うこととされました。 986
- (4) ダイレクト納付の利便性の向上について、個人住民税等の一部の税目について、eLTAXに自動ダイレクト機能を導入するため、所要の規定の整備を行うこととされました。 987